

2014年12月22日

報 告 書 (要約版)

朝日新聞社第三者委員会

委員長	中 込	秀 樹
委員	岡 本	行 夫
同	北 岡	伸 一
同	田 原 総	一 朗
同	波 多 野	澄 雄
同	林	香 里
同	保 阪	正 康

## 1 本報告書作成に至る経緯及び調査事項等

### (1) 本報告書作成に至る経緯

当委員会は、株式会社朝日新聞社代表取締役社長木村伊量より、朝日新聞が行ってきた慰安婦報道などに関して調査及び提言を行う旨委嘱を受け設置された。

### (2) 調査の対象とする事項

#### ア 事実関係

- ・太平洋戦争中、濟州島において、吉田清治氏が、山口県労務報国会下関支部動員部長として、いわゆる慰安婦とする目的の下に多数の朝鮮人女性を強制連行したとする証言（以下「吉田証言」という）を取り上げた、朝日新聞の1982年から1997年までの合計16本の記事（以下これらを合わせて「吉田証言記事」という）を作成した経緯
- ・吉田証言記事について、2014年8月5日付朝刊及び同月6日付朝刊に掲載した検証紙面「慰安婦問題を考える」の掲載に至るまでこれを取り消さなかった理由
- ・朝日新聞が作成した慰安婦に関する吉田証言記事以外の主な記事の作成経緯
- ・2014年8月29日掲載予定の池上彰氏のコラム原稿について内容の修正を求め、いったん掲載を見送った経緯
- ・朝日新聞が行った慰安婦報道が日韓関係をはじめ国際関係に対して与えた影響

#### イ 上記事実に関する評価

#### ウ これらの報道等に通底する朝日新聞の報道姿勢・体質的問題

#### エ これらに対する報道のあり方

### (3) 調査の範囲

当委員会が行う調査は、慰安婦問題に関して朝日新聞が行った取材及び報道並びに過去の報道を取り消さなかった不作為及び過去の報道の訂正又は取消しのあり方が、報道の自由の範囲内のものとして許容される適正なものであったかを明らかにするために行うものであり、事実の認定も、その判断を行うために必要な範囲で行う。

### (4) 調査実施状況

当委員会は、2014年10月10日から同年12月12日にかけて、社長の木村以下、延べ50名の役員、従業員その他関係者、有識者らに対してヒアリングを実施するなどし、事実関係を調査した。

### (5) 朝日新聞の組織 省略

## 2 事実経過の概略

### (1) 吉田証言について

朝日新聞は、1982年9月2日付紙面以降、1983年10月19日付紙面、同年11月10日付紙面、同年12月24日付紙面、1986年7月9日付紙面、1990年6月19日付紙面、1991年5月22日付紙面、同年10月10日付紙面、1992年1

月23日付紙面、同年3月3日付紙面、同年5月24日付紙面、同年8月13日付紙面、1994年1月25日付紙面などにおいて、かなりのスペースを割いて吉田証言に関連する記事を掲載した。

歴史学者の秦郁彦氏は、1992年4月30日付産経新聞及び同年5月1日発行の「正論」において、吉田氏に対する取材及び濟州島での現地調査等を踏まえ、吉田証言は疑わしいと指摘した。秦氏の指摘があった後も、朝日新聞は吉田証言記事の掲載を続けた。

朝日新聞は1997年3月31日付朝刊における特集紙面において、吉田証言について「真偽は確認できない」旨記載したものの、2014年検証に至るまで、訂正又は取消しを行わなかった。

#### (2) 朝日新聞が掲載した吉田証言記事以外の主な記事

本報告書においては、朝日新聞が吉田証言記事以外に掲載した慰安婦問題に関する記事のうち、主に1991年8月11日付記事、同年12月25日付記事、1992年1月11日付記事、1997年3月31日付記事について検討する。

#### (3) 検証紙面

朝日新聞は、2014年8月5日及び同月6日付の各朝刊紙面に検証記事を掲載した。

#### (4) 池上コラム問題

朝日新聞は、毎月1回、池上氏執筆による「新聞ななめ読み」と題するコラムを掲載していた。2014年8月掲載予定の池上コラムの内容は、朝日新聞の2014年検証に関するものであった。朝日新聞は、8月28日、池上コラムの予定原稿の内容を確認したうえで、池上氏に内容の修正を求めた。池上氏が修正に応じなかったところ、朝日新聞は掲載予定日に池上コラムを掲載しなかった。

#### (5) 慰安婦問題に関する動き 省略

### 3 国内外の報道の概要

#### (1) 書籍等

千田夏光氏は、週刊新潮1970年6月27日号で「特別レポート 日本陸軍慰安婦」を発表したほか、1973年に「“声なき女”八万人の告発 従軍慰安婦」、1978年に「従軍慰安婦〈正篇〉」を刊行した。そのうち前者が、翌年韓国で翻訳出版された。

吉田氏は、1977年に「朝鮮人慰安婦と日本人」を、1983年に「私の戦争犯罪」をそれぞれ刊行した。「朝鮮人慰安婦と日本人」は1980年代初頭に韓国で翻訳出版された。

#### (2) 国内メディアの報道状況

1992年4月30日付産経新聞において、秦氏の調査結果が報道されて以降、吉田証言について疑問を呈する報道や記事が増加した。

#### (3) 海外メディアの動向

ア 韓国メディアの報道状況

1983年6月下旬に韓国紙が吉田氏の「謝罪の碑」について報じているが、吉田証言を報道する記事は散発的だった。秦氏の濟州島での現地調査によれば、1989年8月14日の濟州新聞において、濟州島の島民が吉田証言を否定したとの記事が掲載された。梨花女子大教授の尹貞玉氏が1990年1月、ハンギョレ新聞に「挺身隊取材記」を計4回掲載した。1991年8月14日に金学順氏が元慰安婦として名乗り出ると、韓国メディアもこれを一斉に報じた。

イ 韓国以外の欧米メディアの報道状況 省略

#### 4 朝日新聞の1980年代における吉田証言に関する報道の状況

##### (1) 1982年9月2日付記事

同記事は、前日の1日に大阪市内で行われた集会において吉田氏が述べた内容を紹介する。当初この記事の執筆者と目された清田治史は記事掲載の時点では韓国に語学留学中であって執筆は不可能であることが判明し、当委員会において調査を尽くしたが、執筆者は判明せず、執筆意図や講演内容の裏付け取材の有無は判明しなかった。

##### (2) 1983年10月19日、同年11月10日及び同年12月24日付記事

これらの記事は、大阪社会部デスクの意向で、ソウル支局ではなく当時大阪社会部管内の岸和田通信局長をしていた清田により強制連行の全体像を意識した企画として進められた。清田は、吉田氏宅を訪問し数時間にわたりインタビューをした。裏付け資料の有無を尋ねたが焼却したとのことで確認できなかった。吉田氏の経歴等についても十分な裏付け取材をせず、証言内容が生々しく詳細であったことから、これを事実と判断し記事を書いた。

##### (3) その後の吉田証言の報道状況

1986年7月9日付記事は、アジアの戦争犠牲者追悼集会の参加者として吉田氏を紹介するもので、その体験内容について独自の取材を経たものではない。

#### 5 朝日新聞の1990年から1997年2月までの間における吉田証言の報道の状況

##### (1) 1990年の報道状況等

1990年6月19日付記事は、吉田氏の書類焼却について紹介しており、吉田氏の発言をカギ括弧で引用していることなどから、吉田氏を直接取材して作成したものと認められるが、執筆者は不明であり取材の詳細も判明しない。

大阪社会部では、平和をテーマとした企画記事準備のため、元慰安婦の女性を探して記事にすることを検討し、同社会部所属の植村隆が7月に2週間程度韓国内を取材したが、元慰安婦の女性を探し出せなかった。

##### (2) 1991年の報道状況等

###### ア 吉田証言に関する記事

1991年5月22日付記事を執筆した記者は、執筆前に吉田氏に会っているはずだが、

取材に至る経緯、裏付け調査などの記憶もなく、引用した講演録の基となった集会にも自分には参加していないと思うと言う。なお、本記事は朝日新聞の記者が執筆したものではあるが、著作物の引用が多いとして2014年10月10日付記事において公表されなかった。

1991年10月10日付記事も執筆した上記の記者は、記事中に3時間余り吉田氏を取材したとの記載があるが、あまり記憶がないと言う。

イ 吉田証言に関する記事以外の状況

a 名乗り出た慰安婦に関する1991年8月11日付記事

同記事は、当時大阪社会部に所属していた植村の署名入り記事で、『『女子挺（てい）身隊』の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』の女性の聞き取り作業を行った韓国挺身隊問題対策協議会が録音したテープを入手し、「女性の話によると、中国東北部で生まれ、十七歳の時、だまされて慰安婦にされた」などその内容を紹介する。取材の過程で植村に女性の名前が明かされなかったため、女性は匿名になっているが、同月15日付北海道新聞には金学順という実名入りで単独インタビューに基づいた記事が掲載された。

b 名乗り出た慰安婦に関する1991年12月25日付記事

同記事は植村の署名記事である。金氏を含む元慰安婦、元軍人・軍属やその遺族らが1991年12月6日、日本政府に対し、戦後補償を求める訴訟を提起したが、その準備のための弁護士らによる聞き取り調査に植村が同行して金氏から話を聞いたとして、その同行取材時の録音テープを再現する。植村は上記記事作成までには、訴状に記載があったことなどからキーセン学校（妓生を育成する学校）出身であることを了知したが、キーセン学校に通っていたということは重要ではないと考え記事には記載しなかったと言う。

(3) 1992年の報道状況等

ア 吉田証言に関する記事

1992年5月24日付記事は、当時東京社会部記者であった市川速水が執筆したものだが、市川によると、秦氏の調査結果が発表された直後、吉田証言の真偽を確かめるため、デスクとも相談のうえ吉田氏の自宅を訪ね、資料等の確認を求めたが、一切資料は提示されなかったと言う。市川は、取材の結果、少なくともオーラルヒストリーとしては使えないと判断したが、デスクとも相談のうえで、記録として事実関係だけは残すべく記事にすることとしたと言う。吉田氏には怪しい点があるとの心証であったので、「吉田氏によると」など、証言内容が事実であるような書き方にならないよう気を付けたとも言う。

吉田氏の訪韓については、1992年8月13日付記事が事実面のみを短く伝えた。同記事の執筆者は、吉田証言に疑義が呈される状況下で、事実面のみを短く伝えるようにしたという。

1992年1月23日付記事は吉田氏への取材に基づく記事と考えられるが、執筆者が物故しているため、取材の経緯や裏付け取材の程度等は不明である。

上記執筆者による同年3月3日付記事は、上記記事の反響を踏まえての記事であり、直接吉田証言を取り上げるものではない。

ほかの外部識者による論評記事2本は、吉田証言に関する独自の取材によるものではない。

イ 吉田証言に関する記事以外の状況

a 1992年1月11日付記事

1992年1月11日付記事は、中央大学教授の吉見義明氏が、防衛庁図書館所蔵の資料中から発見した通達類や陣中日誌に基づくものである。このほか、「従軍慰安婦」の用語説明メモとして、「多くは朝鮮人女性」の見出しのもとに、「…太平洋戦争に入ると、主として朝鮮人女性を挺身（ていしん）隊の名で強制連行した。その人数は八万とも二十万ともいわれる」との記事も掲載された。

また、同日の夕刊には、「札幌市の北海道開拓記念館では、陸軍省整備局戦備課が、強制連行された中国人のための『性的欲望考慮』として、朝鮮人、中国人慰安婦の誘致を進めるよう業者に指導した『苦力管理要綱草案』が十一日、見つかった」とする記事等が掲載された。

吉見氏は1991年の年末に資料の存在について東京社会部記者であった辰濃哲郎に連絡をしたと言う。辰濃は、1991年の年末に連絡を受け過去の国会答弁などを調べ、ニュース性があると判断して現物を確認しようとしたが防衛庁図書館が年末年始で休館していたので、年明けに吉見氏とともに同図書館を訪れ、資料現物を確認し、写真撮影などの作業が完了した時点で記事の掲載に至ったもので、宮沢首相訪韓時期を念頭に置いたことはないと言う。なお、辰濃は上記朝刊1面記事を中心となって執筆したものの、従軍慰安婦の用語説明メモの部分については自分が書いたものではなく、記事の前文もデスクなど上司による手が入り、宮沢首相訪韓を念頭に置いた記載となったと言う。用語説明メモは、デスクの鈴木規雄の指示のもと、社内の過去の記事のスクラップ等からの情報をそのまま利用したと考えられる。また、市川は、記事掲載の2日くらい前から手伝うようになり、朝刊記事については一部の識者談話作成や資料チェックを行った程度であり、夕刊記事は政府筋への取材記事や慰安婦110番の記事を書いたが、北海道の資料に関する記事には全く関知していないと言う。

b 1992年4月の秦氏の調査結果発表

1992年4月30日、産経新聞社会面に、秦氏による実地調査等を踏まえた吉田証言への疑問点を指摘する記事が掲載された。秦氏は、「吉田氏の“慰安婦狩り”が全否定されたことにはならないが、少なくとも、その本の中でかなりの比重を占める済州島での“慰安婦狩り”については、信ぴょう性が極めて疑わしい、といえる」と結論付けた。

(4) 1993年以降1997年（同年3月31日付記事以前）までの報道状況等

1992年以降、朝日新聞においても吉田証言は疑わしいということは社内である程度共有され、吉田証言を取り上げた記事は影をひそめた。この間に吉田証言を取り上げたと

考えられる記事は、読者の「声」欄への投稿1本のほかは、1994年1月25日付記事のみである。

同記事は、朝日新聞創刊115周年記念特集中の「政治動かした調査報道」という記事において、慰安婦問題のほか、過去の戦後補償問題に関する分野における調査報道を振り返るものである。同記事の執筆者は特定されておらず、記事掲載に至る経緯や取材方法、記事の内容決定についての詳細は不明である。

#### (5) 評価

ア 吉田証言を取り上げた記事内容及びこれへの批判に対する対処方法の妥当性

吉田氏が当時講演等において、報道された内容の発言をしたことは否定できず、吉田氏が証言したこと及びその内容を報道したこと自体を非難することはできない。

しかし、正確な事実を報道する責務を負う報道機関としては、事実を証言する発言については、その事実に関する発言の真偽を確認して報道を行うべきことは当然である。このような見地から、各時点で裏付け調査がその当時の状況下で適切に行われたものであるかは、当然検証の対象となる。

吉田証言に関する各記事の前提となる取材経過を見ると、その取材方法は吉田氏の発言の聴取にとどまっており、客観的資料の確認がされたことはなかった。

吉田証言は戦時中の朝鮮における行動に関するものであり、取材時点で少なくとも35年以上が経過していたこと、裏付け調査が容易ではない分野のものであることからすると、吉田氏の言動に対応しての報道と見る余地のある1980年代の記事については、その時点では吉田氏の言動のみによって信用性判断を行ったとしてもやむを得ない面もある。しかし、そのような証言事実はあり得るとの先入観が存在し、裏付け調査を怠ったことに影響を与えたとすれば、テーマの重要性に鑑みると問題である。

そして、吉田証言に関する記事は、事件事故報道ほどの速報性は要求されないこと、裏付け調査がないまま相応の紙面を割いた記事が繰り返し紙面に掲載され、執筆者も複数にわたることを考え合わせると、後年の記事になればなるほど裏付け調査を怠ったことが問題であることを指摘せざるを得ない。特に、1991年5月22日付記事、及び同年10月10日付記事は、時期的にも後に位置し、慰安婦問題が社会の関心事となってきた状況下の報道であるにもかかわらず、吉田氏へのインタビュー以外に十分な裏付け調査が行われた事実がうかがえない。

秦氏の調査結果は吉田証言と正面から抵触するものであった。そうであるならば、その調査結果の発表後は、吉田証言を報道するに際して、裏付け調査の深化やかかる批判の存在を紙面上明らかにするなどの対応が求められる。市川は、吉田証言の真偽は不明であるとの心証を抱き、そのような認識が、一定程度、社内の関係部署に共有されたものとみられる。しかし、そうであれば、それ以降、吉田証言を取り上げることには慎重であるべきであり、これまでの吉田証言に関する記事をどうするかも問題となるはずであるのに、吉田証言について引用形式にするなどの弥縫策をとったのみで、済州島へ取材に赴

くなどの対応をとることもないまま、吉田証言の取扱いを減らすという消極的な対応に終始した。これは読者の信頼を裏切るものであり、ジャーナリズムのあり方として非難されるべきである。

#### イ 名乗り出た従軍慰安婦記事について

1991年8月11日付記事については、担当記者の植村がその取材経緯に関して個人的な縁戚関係を利用して特権的に情報にアクセスしたなどの疑義も指摘されているが、そのような事実は認められない。取材経緯に関して植村は、当時のソウル支局長から紹介を受けて挺対協のテープにアクセスしたと言う。そのソウル支局長も挺対協の尹氏から情報提供を受け、前年にも慰安婦探しで韓国を取材していた植村に取材させるのが適当と考えて情報を提供したと言う。これらの供述は、ソウル支局と大阪社会部（特に韓国留学経験者）とが連絡を取ることが常態であったことや植村の韓国における取材経歴等を考えると不自然ではない。植村が元慰安婦を匿名とする記事を書いた直後に、北海道新聞に単独インタビューに基づく実名記事が掲載されたことをみても、植村が前記記事を書くについて特に有利な立場にあったとは考えられない。

植村は、記事で取り上げる女性は「だまされた」事例であることをテープ聴取により明確に理解していたにもかかわらず、同記事の前文に、『女子挺（てい）身隊』の名で戦場に連行され、日本軍人相手に売春行為を強いられた『朝鮮人従軍慰安婦』のうち、一人がソウル市内に生存していることがわかり」と記載した。これは、事実は本人が女子挺身隊の名で連行されたのではないのに、「女子挺身隊」と「連行」という言葉の持つ一般的なイメージから、強制的に連行されたという印象を与えるもので、安易かつ不用意な記載であり、読者の誤解を招くものである。

なお、1991年8月15日付ハンギョレ新聞等は、金氏がキーセン学校の出身であり、養父に中国まで連れて行かれたことを報道していた。1991年12月25日付記事が掲載されたのは、既に元慰安婦などによる日本政府を相手取った訴訟が提起されていた時期であり、その訴状には本人がキーセン学校に通っていたことが記載されていたことから、植村も上記記事作成時点までにこれを知っていた。キーセン学校に通っていたからといって、金氏が自ら進んで慰安婦になったとか、だまされて慰安婦にされても仕方がなかったとはいえないが、この記事が慰安婦となった経緯に触れていながらキーセン学校のことを書かなかったことにより、事案の全体像を正確に伝えなかった可能性はある。判明した事実とともに、キーセン学校がいかなるものであるか、そこに行く女性の人生がどのようなものであるかを描き、読者の判断に委ねるべきであった。

#### ウ 軍関与記事について

1992年1月11日付記事について、従前の国会答弁と相反する内容の資料が発見されたとして1面トップで掲載したこと自体には問題があったと言えない。

掲載時期について、朝日新聞があらかじめ入手していた資料をすぐに記事にせず、政治問題化を狙って首相訪韓直前のタイミングで記事にしたのではないかとの点について、担



当記者の記事化までの経緯に関する証言には不自然な点も残るが、そのような実態があったか否かは、もはや確認できない。

しかし、この記事の前文には「政府として新たな対応を迫られるとともに、宮沢首相の十六日からの訪韓でも深刻な課題を背負わされたことになる」と記載があり、社会面にも「日本政府に補償を求めた朝鮮人元従軍慰安婦らの訴訟の行方にも影響を与えそうだ」と取り上げている。

したがって、朝日新聞が報道するタイミングを調整したかどうかはともかく、首相訪韓の時期を意識し、慰安婦問題が政治課題となるよう企図したことは明らかである。

この記事に対しては、過去の朝日新聞の記事等と相まって、韓国や日本国内において慰安婦の強制連行に軍が関与していたのではないかというイメージを世論に植え付けたという趣旨の批判もあるが、記事には誤った事実が記載されておらず、記事自体に強制連行の事実が含まれているわけではないから、朝日新聞が本記事によって慰安婦の強制連行に軍が関与していたという報道をしたかのように評価するのは適切でない。

もっとも、本件記事の「従軍慰安婦」の用語説明メモが不正確である点は、読者の誤解を招くものであった。この用語説明メモは、当時は必ずしも慰安婦と挺身隊の区別が明確になされていなかったと解されることを考慮しても、まとめ方として正確性を欠く。

## 6 1997年特集について

### (1) 特集紙面の内容

朝日新聞は、1997年3月31日付特集記事において、「従軍慰安婦 消せない事実」、「政府や軍の深い関与、明白」との見出しで、慰安婦問題を大きく取り上げた。吉田証言については、上記の「経緯」の文中で、「朝日新聞などいくつかのメディアに登場したが、間もなく、この証言を疑問視する声が上がった。済州島の人たちからも、氏の著述を裏付ける証言は出ておらず、真偽は確認できない」などとするだけで、吉田証言に関する過去の朝日新聞の報道について、訂正・取消しなどはしていない。紙面の核となるのは「強制性」の部分であり、「強制」の定義に関して、軍や官憲による狭義の「強制連行」に限定する議論を批判し、だまされて応募したり、慰安所にとどまることを物理的、心理的に強いられていたりした場合も強制があったといえるとしている。

同日の「歴史から目をそらすまい」と題する社説も、「日本軍が直接に強制連行をしたか否か、という狭い視点で問題をとらえようとする傾向」は、「問題の本質を見誤るもの」で、「慰安婦の募集や移送、管理などを通して、全体として強制と呼ぶべき実態があったのは明らかである」とする。

### (2) 特集紙面が組まれた経緯

1997年特集が掲載されることとなった主要なきっかけは、1997年度から使用される予定の中学校用歴史教科書に、慰安婦に関する記述が掲載されることへの反対運動（いわゆる「歴史教科書問題」）である。歴史教科書問題に関する議論が盛んに行われるのに伴

い、吉田証言の信ぴょう性に関する論争が再燃し、1992年1月23日付、同年3月3日付コラム「窓」など、朝日新聞の吉田証言に関する一連の記事が非難された。

このような情勢を受け、1996年12月ころ、慰安婦問題の特集記事を掲載することが編集部門において決定された。

### (3) 1997年特集の取材班の構成・役割分担等

1997年特集においては、政治部・社会部・外報部の3部合同の取材班が組まれた。また、論説委員室も随時関与した。担当局次長の秋山耿太郎と各部のデスクが大まかな方針の決定、進捗状況の確認、記事組み込み時期の検討などを行い、デスクと取材記者らは、2週間に1回程度、計5～6回ミーティングを行った。初期のミーティングでは、吉見氏を社に招き、デスクと取材記者が参加して、慰安婦問題・教科書問題に関するレクチャーを受けた。

社会部が慰安婦問題の整理とデータのまとめ、各国の元慰安婦たちの主張と教科書の記載内容を担当し、政治部が河野洋平氏インタビューを担当し、外報部は済州島での確認取材を担当することとなった。

外報部の担当デスクは、当時ソウル特派員だった植村に、吉田証言の真偽を調査するよう指示し、植村が済州島にて吉田証言の裏付けとなる証人の有無などを調査した。この調査は、短期間のもので徹底的な調査ではなかった。植村は、本社に、吉田証言を裏付ける証言は出てこなかったとのメモを提出した。

3月上旬、キャップ格の記者が吉田氏への接触を試みたが、電話取材では吉田証言について応答を拒まれ、自宅も訪問したが留守で、結局、吉田証言について話を聞くことはできなかった。

3月19日、最終的に取材班の意思統一を図るためのミーティングがあり、デスク以下で議論がなされ、3月26日に吉見氏にも確認してもらったうえで、完成原稿となった。

### (4) 吉田証言の取扱いについて

97年特集において吉田証言の真偽問題及びこれに関する過去の記事をどう取り扱うかについて、当委員会のヒアリングでは、吉田証言の真偽問題は教科書問題に付随する一項目にすぎない、と述べる者、教科書問題と並ぶ重大な懸案事項であったとする者、及びそもそも「吉田証言の処理」のための特集だったという者までに分かれた。

訂正・取消し・謝罪を要するかに関しても、「そのような議論は全くなかった」とする者と、「訂正・おわびをするべきと主張した」と述べる者がいる。

92年以降、吉田証言の信ぴょう性を揺るがす論文や他紙の記事が出て、教科書問題を端緒に吉田証言を取り上げた朝日新聞のコラム等が批判されているという当時の状況からすれば、97年特集において、吉田証言の扱いは、慰安婦問題の整理と並ぶ重要課題であったと認められる。さらに、当時の状況下で、訂正・おわびすべしという意見が全く出ないことは考えられない。当時の資料中には、「この企画を逃せば、吉田証言について訂正する機会を失う」との記載もある。これらからすれば、この点については、様々な観点で複

数回にわたって議論がなされたと認めるべきである。

吉田氏に取材できなかつた状況を踏まえ、吉田証言の取扱いについて再度議論された結果、吉田証言を取り上げた上で、「真偽は確認できない」と表現することに落ち着いた。

政治部は、もっと踏み込んだ訂正なり謝罪なりをするべきであると考えていたようであるが、検討会議などの機会において、この点が中心として議論されることはなかつた。

#### (5) 吉田証言を訂正・取消ししなかつたことの評価

関係者には、1997年特集の記載が、吉田証言の訂正であると言う者もいるが、この記事を「訂正」と見ることはできない。

1997年特集の論調に対する関係者の評価は、「現在から振り返ってみても、当時の判断には全く問題はなかつた」とする者と、「悔いや心残りがある」とする者とに二分されている。全く問題はない、という考え方の論拠として、①完全に虚偽であるとは立証できない、②吉田氏が存命で、その証言を虚偽であるとする訴訟リスクがある、③歴史証言は訂正ではなく新たな証言の積み重ねで修正されていくべきである、④他社も訂正していない、といった点が挙げられている。

しかし、記事を「訂正・取消し」することと、吉田証言を虚偽とすることは直結しない。訂正などのやり方によって訴訟リスクは回避できるので、①②は理由にならない。③④のような理由で訂正などを行わないということは、読者に対して不誠実である。現時点から評価すれば、1997年特集がその時点での慰安婦問題を総括してその後の議論の土台とするという意図のもとに作成されたのであれば、吉田証言に依拠して、徴募の場面において日本軍などが物理的な強制力により直接強制連行をしたといういわゆる「狭義の強制性」があったことを前提に作成された記事について、訂正又は取消しをすべきであったし、必要な謝罪もされるべきであった。

#### (6) 「強制性」について

1997年特集は、吉田証言については上記のような扱いにとどめ、いわゆる「広義の強制性」論の説明が主となっている。

「強制性」という用語はかなりあいまいな、広義な意味内容を有するものであり、この報告書において「強制性」について定義付けをしたり、慰安婦の制度の「強制性」を論ずることは、当委員会の任務の範囲を超えるものである。ただし、朝日新聞は当初から一貫していわゆる「広義の強制性」を問題としてきたとはいえない。80年代以降、92年に吉田証言に対する信ぴょう性に疑問が呈されるまで、前記のような意味での「狭義の強制性」を大々的に、かつ率先して報道してきたのは、朝日新聞である。1997年の特集紙面が、「狭義の強制性」を大々的に報じてきたことについて認めることなく、「強制性」について「狭義の強制性」に限定する考え方を他人事のように批判し、河野談話に依拠して「広義の強制性」の存在を強調する論調は、議論のすりかえである。

## 7 1997年特集から2014年検証に至る経緯

#### (1) 1997年特集に関する社内外の評価

1997年特集に対する大きな反応はなく、他紙等でも大きく取り上げたものは見当たらない。なお、約1年後に、週刊新潮経由で、櫻井よしこ氏から、かつて吉田氏の証言を前面に押し出して報道した朝日新聞の誤りについて言及していないとして、その理由を問い合わせる質問書が届いた。これに対し、広報は、歴史の証言は批判と反批判の中で鍛えられ、事実の解明に至るといふ性質のものであるから、質問の趣旨が、なぜ訂正記事を出さないのかという意味であれば、そのような性格のものではないからであるなどと回答したが、これでは、櫻井氏の質問に対して真摯に正面から回答したものとは言い難い。

#### (2) 1997年特集後の吉田証言の取扱い

1997年特集の後、担当した社会部のデスクは、「以降、吉田証言は紙面で使わないように」と記載した「行政」という社内の連絡文書を出した。しかし、この「行政」は、社内で意識されたとはいえない。

2001年、広報宣伝センターは、原発、自衛隊、歴史認識などの問い合わせが多いテーマについての回答例を作成したが、その中で「朝日新聞はかつて吉田清治のデマをそのまま紙面に載せ、いまだに訂正もしていない」との問いに対し、「(朝日新聞は)疑問視する声が出ていることは以下の特集(注：1997年3月31日の特集)で書いている」との回答が用意されている。この回答は、「訂正した」とも「訂正しない」ともしておらず、不十分なものである。

#### (3) 2014年まで遅れた理由

このように、櫻井氏に対する回答も、広報が用意した回答例も、「訂正しないのか」という問いに対して正面から回答しておらず、吉田証言の問題は、社内の整理としても曖昧な状態となり、改めて検証されないまま2014年の検証に至ることとなる。

そうなった第1の要因は、当事者意識の欠如である。あれは大阪社会部がやっていたことで、大阪社会部の記事を東京社会部が取り消すことはありえないなどと言う者もいるように、自分が関与していない記事については当事者意識が稀薄であったことである。第2に、社会部の遊軍記者は各自が興味のある問題を追っている状態で、例えば「慰安婦担当」が代々いて、資料を引き継ぐというようなことはなく、デスク間でも明確な引き継ぎのルールがなかったことが挙げられる。第3に、訂正・取消しについて、社としての統一的な基準・考え方が定まっておらず、ルールが不明確だったことが挙げられる。第4に、社内で意思疎通が十分行われず、問題についての活発な議論が行われる風土が醸成されていなかったことがある。意思疎通が行われ、議論も行われていれば、この問題が社内での関心事となり、何らかの結果を生むことができたと考えられる。

#### (4) 2012年の下調べの状況

2011年12月、韓国の日本大使館前に慰安婦像が設置され、韓国政府が政治問題として慰安婦問題を大きく扱うようになってきたことを受け、再び朝日新聞の過去の報道が国内で批判されるようになった。

2012年5月、当時の編集担当吉田慎一は、当時の国際報道部長の渡辺勉と相談し、吉田証言問題について下調べをすることとした。記事などにすることを前提としない秘密裏の調査で、3名の担当者が選定された。前後して、6月に社長が秋山から木村となり、ゼネラルエディター（GE）兼東京本社編成局長が杉浦信之、ゼネラルマネジャー（GM）兼東京本社報道局長が福地献一という新体制となり、これらの者にも下調べをすることが伝えられた。2012年秋ころ、安倍政権が誕生した場合には、河野談話の見直しや朝日新聞幹部の証人喚問があり得るとの話が聞かれるようになったことも下調べの動機となった。調査としては、吉田氏の所在の確認、これまでに関与した主な記者に対する聞き取りが行われた。吉田氏は死亡していたので、その子息から聞き取りもした。

2013年1月ころまでには、一通りの下調べが終わったが、もともと記事にする前提での調査ではなかったため、調査内容をファイルにし、一旦終了した。

## 8 2014年8月の検証記事について

### （1）検証記事が組まれた経緯

2014年2月中旬ころから、政府による河野談話の見直しが行われることになった場合には、改めて朝日新聞の過去の報道姿勢も問われることになるとの危機感が高まり、本格的な検証を行わざるを得ないとの考えが社内において強まった。また、他の報道機関による朝日新聞の慰安婦問題に対する批判もあり、読者の中にもこれについて不信感を抱く者が増加し、これが販売部数や広告にも影響を見せ始めてきたことから、販売や広報の立場からも放置できないという意見が高まった。

このような状況下において、同年3月1日に編集担当に就任した杉浦は、前任者から、慰安婦報道の検証について引き継ぎを受け、編集担当に就任後まもなく、社長の木村の意見も聴いてその承認を受けたうえ、GEの渡辺及びGMの市川に対し、検証チームを作る方針を明らかにした。

そのころ政府から、河野談話の出された経緯を検証するとの方針が発表されており、当該検証の際に吉田証言も俎上に上る可能性があったため、特に吉田証言を中心に検証することとし、政府の検証結果をみながら遅くとも2014年中には記事にする方向となった。

吉田証言について、朝日新聞としては、1997年特集で事実上訂正をしたと総括してきたが、同特集では訂正したと見ることはできなかったから、吉田証言を訂正していないとの強い非難を受け続けていた。そこで、2014年検証では、より徹底した検証が行われなければならなかった。経営幹部において、この検証は危機管理に属する案件であるとし、経営幹部がその内容に関与することとした。

### （2）2014年検証の取材班の構成・取材内容等

#### ア 担当者の構成

2014年3月下旬以降、朝日新聞は、上記検証を行うためのチームを立ち上げた。

2014年検証記事の作成に関わった主要なメンバーは、編集担当の杉浦、GEの渡辺、

論説委員、編集委員、元ソウル特派員の国際報道部記者、韓国語を話せる東京社会部記者、政治部記者であり、途中から、大阪社会部記者1名が加わった。現場のまとめ役としてのデスクは、東京社会部デスクが務めることとなった。また、主に危機管理の観点から、広報部長やGM補佐が関与したほか、顧問の津山昭英にアドバイザー役を依頼した。GMの市川は吉田氏に関する記事の執筆者でもあったことから、当初の企画段階ではチームから外れていたが、2014年7月ころ以降、アドバイザー的な役割として関与した。

## イ 取材の概要

### a 吉田証言の裏付け調査

国外取材の担当記者は、済州島で1週間かけて約40名に取材し、吉田氏の著書に地名が記載されている場所へ行って村長（むらおさ）や年配者から話を聞いたが、吉田氏が証言しているような強制連行について、裏付ける話は得られなかった。韓国挺身隊研究所元研究員にもソウルで会って話を聞いたところ、同元研究員自身が済州島で調べたことがあるが、吉田氏の著書の裏付け証言は得られなかったとのことだった。

国内取材では、吉田氏の子息から話を聞くとともに、戸籍を確認させてもらうなどした。その結果、吉田証言中、妻の日記に記載されていたという命令書（西部軍の動員に関する命令書）が出たとされる日よりも妻との結婚の日付のほうが後であること、その妻の日記は見当たらないこと、子息自身が吉田氏から強制連行に関する話を聞いたことがないことなどを確認した。吉見氏に対する取材の結果、1993年5月に吉見氏らが吉田氏にインタビューした際のメモ等の資料から総合的に判断すると、吉田氏は、徴用を行った仲間の特定を避けるために脚色せざるを得なかったという趣旨の発言をしており、少なくとも済州島での強制連行に関する証言は、その日時・場所において虚偽であると自ら認めたものと理解された。

さらに、東京大学の外村大准教授や京都大学の永井和教授からは、吉田氏の証言内容は、軍の指揮系統や済州島への陸軍の集結状況と矛盾しており事実とは考えにくいとの指摘を受けた。

このような調査結果を踏まえ、検証チームは、済州島で強制連行を行ったという吉田証言は虚偽であると判断した。

### b 過去の記事の執筆者に対する聞き取り

慰安婦の強制連行に関する証言者として吉田氏を取り上げた記事の中には、執筆者がつきとめられないものもあった。執筆者の判明した記事については、その執筆者から当時の状況や記事化した経緯等に関する聞き取り調査を行った。取消し対象ではないが批判の対象とされていた1992年1月11日付記事、1991年8月11日付記事、及び同年12月25日付記事を執筆した記者らにも、聞き取り調査をした。

### (3) 検証記事の掲載時期

当初は、政府による河野談話の検証結果発表の後に、その結果を踏まえ、2014年6月下旬ころ、検証記事を掲載する予定であった。しかし、FIFAワールドカップの開催

時期を避けたり、新聞料金の集金が行われる時期や週刊誌が夏期合併号を発行する時期を避けるなどした結果、最終的に8月5、6日の掲載となった。

#### (4) 紙面検討の経緯

##### ア 経営幹部らの関与

2014年5月の取締役や執行役員等が参加する経営会議の場において、社長の木村が慰安婦問題の検証作業を行っていることを述べ、杉浦が概要を説明した。

また、2014年7月上旬ころ以降は、記事の構成・内容についても、杉浦、広報担当の喜園尚史及び社長室長に就任した福地の3名が本件における危機管理担当の経営幹部として子細に検討し、木村にも諮って、検証チームに対して指示をしていた。

紙面構成の原案が作成され、同年7月17日に常務会懇談会（通称「拡大常務会」。以下「拡大常務会」という）が開催された。これには、通常の常務会参加メンバーに加え、販売担当の取締役、杉浦、喜園、渡辺及び市川も参加した。

紙面の方針については、7月17日の拡大常務会のほか、同月24日及び同年8月1日の経営会議懇談会の場においても議論が交わされ、最終的な方針が定まった。

##### イ 紙面構成の変遷状況

2014年7月上旬ころ、検証チームが作成した記事の紙面案（ゲラ刷り）の構成は、2日間にわたり合計8ページ（1面論文のほか7ページ）を割き、慰安婦問題について基礎から丁寧に説明して読者の理解を得られるようにする方向で準備されていた。しかし7ページの特設紙面では、大げさになりすぎ一般読者に何事かとの印象を与えるとの懸念が示され、1面論文のほか、2日間で合計4ページの検証紙面となった。

このため、予定されていた項目のうち、取消し対象とした記事の概要一覧、慰安婦問題の基礎説明（Q&A）、慰安婦問題が社会問題化した経緯（社会問題化したことが朝日新聞の報道によるかどうか）、米国における慰安婦像問題などが掲載を見送られたり、短縮されたりした。

##### ウ 吉田証言の取扱い

吉田証言の取扱いについては、当初訂正するか取り消すかしておわびをすべきであるとの意見もあったが、訂正や取消しになじまないという意見もあった。

しかし、今回は1997年特集時と異なり、単に吉田証言の裏付けが取れないというだけでなく、その虚偽性をうかがわせる資料を確認することができたほか、GEの強い意向もあり、検証チームの方針としては、訂正しておわびをする方針で固まり、7月15日までは、1面掲載の論文及び囲み記事において訂正しておわびをする旨を明記した紙面案が作成された。

拡大常務会の前日である16日、社長の木村、危機管理担当の経営幹部ら及びGEの渡辺が集まって協議した場において、木村からおわびすることに反対する意見が出された。そのため、翌日の拡大常務会には、おわびを入れない案が提出された。

拡大常務会においては、おわびをすると慰安婦問題全体の存在を否定したものと読者に

受け取られるのではないか、かえって読者の信頼を失うのではないか等の意見があった一方、謝罪もなく慰安婦問題をこれまでどおり報じていくのは開き直りに見えてしまうのではないかという懸念も表明された。最終的には、8月1日の経営会議懇談会を経て、吉田証言については、虚偽と判断して取り消すこととするが謝罪はしない、1面の編集担当の論文で「反省」の意を表明するという方針が決定した。

#### (5) 検証記事掲載後の状況

当初は、反響・疑問提起などに対して続報を出すことを考えていたが、検証記事に対して、他紙や週刊誌を始めとする極めて強い反発があり、批判に逐一反論すると火に油を注ぐことになって、危機管理上望ましくないと判断し、8月28日に河野談話が吉田証言に依拠していない旨の記事を掲載した以外は、続報の掲載を見送った。

#### (6) 検証記事の概要 省略

#### (7) 検証記事の評価

##### ア 編集担当の論文について

この論文において読者に対し何を訴えるかは、朝日新聞にとって極めて重要な意味を持つ。しかし、この論文は吉田証言を記事にするに際して裏付け調査が不十分であったことを「反省します」と述べるにとどまって、「慰安婦問題の本質は女性が自由を奪われ、尊厳を踏みにじられたことである」との主張を展開し、他メディアにも同様の誤りがあったことを指摘するという論調であった。このような構成では、朝日新聞の真摯さを伝えられず、かえって大きな批判を浴びることとなった。

##### イ 「強制連行」の項目について

慰安婦にするための強制連行はあったのかという問題の本質は、「慰安所で女性が自由を奪われ尊厳を傷つけられたこと」であるといういわゆる「広義の強制性」の存在を指摘するという姿勢は、基本的に97年特集の時と変わっていない。

しかし、強制連行に関する吉田証言を虚偽と判断し、記事を取り消す以上、吉田証言が強制連行・強制性の議論に与えた影響の有無等について検証すべきであった。吉田証言の取消しよりも本項目を先に位置づけ、「朝日新聞の問題意識は変わっていない」と結論づけることによって、かえって朝日新聞が反省しているという意図が読者に伝わらず、誠実でないという印象を与えた。

##### ウ 「『濟州島で連行』証言」の項目について

吉田証言を検証するこの項目は、2014年検証の最大のポイントであり、実際、今回は相当綿密な調査を行った。

しかし、記事を取り消すに当たっては、結論のみでなく、記事掲載に至った経緯や取消しの判断が2014年にまで遅れることとなった経緯も含めて検証の対象としてこそ、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、再発を防止しようとする朝日新聞としての覚悟を読者に示すことができたはずである。2014年検証記事は、取消し対象となった記事の掲載に至る経緯や取消しの判断が遅れた理由などが検証されてはならず、不十分な



ものであった。

a 吉田証言を記事として取り上げた経緯についての検証が不十分であること

2014年検証は、1982年9月2日付記事を掲載した後、吉田氏の記事に取り上げたことについて、当時、吉田氏の証言内容について何らかの裏付け調査を行っていたかどうか、それをどう評価するのかについて書いていない。また、1992年4月以降、吉田証言について疑問が提起されたにもかかわらず、吉田証言の記事に取り上げ続けたことについての説明もされていない。

b 取消し時期が遅れたことに対する検証がないこと

吉田証言に疑問が呈された92年以降はこれを放置するのではなく、疑問が提起されている事実やその内容を報道することによって、吉田証言があたかも真実であるかのように報じた過去の記事について、その後いずれが真実であるかを確定できない状態となったという客観的な事実を一刻も早く読者に伝えるのが新聞社としての誠実な態度であった。積極的な検証作業を行うことすらせずに、吉田証言の取扱いを減らしていくという消極的な対応に終始したことは、ジャーナリズムのあり方として非難されるべきである。2014年検証において、取消し時期が遅れたことに関する理由の検証や評価は行われていない。また、吉田証言について積み上げてきた報道による社会的な影響の有無に関する見解も示されていない。これだけ歴史的に長い経緯を経ていることからすれば、単に取り消せば足りるという姿勢ではなく、読者に対し、現時点での総括を行うという態度を示すことが必要であった。

エ 「軍関与示す資料」の項目について

a 前記のとおり、1992年1月11日付記事が首相訪韓の時期を意識し、慰安婦問題が政治課題となるよう企図して記事としたことは明らかである。また、本件記事の「従軍慰安婦」の用語説明メモが、不正確な説明をしている点は読者の誤解を招くものであった。このような用語説明メモを付すことによって世論が反応した可能性は否定できず、この点についても真摯に検証すべきであった。

b この項目の結論部分は、記事に掲載された資料が存在することは、政府がこの報道以前に報告を受けていたと説明する。

この記事が政府に対して不意打ちではなかったことを述べる趣旨であろうが、同記事が首相訪韓に際して慰安婦問題を政治課題として取り上げるべきであるとの考えのもとに報道されたものであることは明らかであり、この反論によって何を主張したかったのか明らかではない。2014年検証が慰安婦問題の本質を明らかにすることを掲げつつ、実態は、外部からの批判に対する防戦・反論という視点に偏ったものであることを示している。

オ 「『挺身隊』との混同」の項目について

a 1991年12月ころまでは、一般に「女子挺身隊」と「慰安婦」がそれぞれどのように集められたかの理解が十分でなく、挺身隊として集められた女性の中に慰安婦とされた者がいたと理解される素地があり、それぞれの人数についての情報も錯綜・混乱してい

た。

b 1992年1月ころから、慰安婦と挺身隊とを同一視しているのは誤りではないかとの観点からの記事（1992年1月16日付記事等）が散見されるようになる。

同じころ、元慰安婦などが日本政府に対する訴訟を提起したのをきっかけに、挺対協において原告を集めたり、日本国内の支援団体が「慰安婦110番」などとして情報を募ったところ、元挺身隊だった者の中に慰安婦ではない者が含まれていることが明らかになってきたと言われており、1992年1月ころ以降、慰安婦と挺身隊とを区別すべきであるとの認識が急速に高まってきたと見られる。

c こうした経緯からすると、1991年から1992年ころにかけ、急速に「挺身隊」と「慰安婦」の相違が意識されるようになるまでは、両者を混同した不明確な表現が朝日新聞に限らず多く見られたという実態があったことは事実であると解され、2014年検証の記載に誤りがあるとは言えない。

しかし、報道機関としては、記事の正確性に十分配慮すべきであり、研究が進んでいない事項については、読者の誤解を招かないよう注意深く丁寧に説明する必要がある。また、研究が進んだ段階で、自ら速やかに過去の誤解を解く努力をすべきである。単に研究が乏しかったために誤用した、と事実を説明するのみではなく、誤用を避けるべき努力が十分なされていたのか、誤用があった後の訂正等が行われてきたかという経緯や、今後こうした混同・誤用が生じないようにするためどのような態度で臨んでいくのかなどについても、朝日新聞としての姿勢を示すべきであった。

カ 「元慰安婦 初の証言」の項目について

2014年検証においては、意図的な事実のねじ曲げはないと結論づけたのみで検証を終えるのではなく、読者に正確な事実を伝えるという観点から、前文の記載内容も含め、さらに踏み込んで検討すべきであった。

キ その他

a 2014年検証記事は、取消しの対象となった記事を特定していない。検証チームが当初予定していた紙面は、取り消した記事の一覧、慰安婦問題における出来事を抽出した大型年表、社会問題化した経緯等を詳細にまとめるというものであり、慰安婦問題の全体像をより把握しやすい構造になっていた。検証チームのメンバーの中には、経営幹部の意向を受け掲載を見送ったことを悔いる者もいる。

朝日新聞としては、8月5、6日付紙面に掲載しなかった情報は、適宜、続報等で対応することとしていたが、検証記事が予想を超える批判にさらされる結果となり、続報を掲載するタイミングを失った。

このような経過に鑑みると、朝日新聞、特に経営幹部において、2014年検証を行うに際して一般読者に対し誠実かつ真摯に向き合い、丁寧に対応する姿勢に欠けていたといわざるを得ない。

b なお、朝日新聞は、2014年10月10日付朝刊において、取消し対象16本の記

事のうち12本を公表したが、残り4本については、外部筆者によるものが含まれている等の理由で特定しなかった。このうち、朝日新聞記者が執筆した1991年5月22日付記事は、慰安婦の強制連行に関する吉田氏の講演内容が詳細に記載されており、特定対象から除外するのは適切でない。

#### (8) 2014年検証全体に対する評価

長年にわたり論争の対象となってきた争点について、遅きに失したとはいえ改めて紙面で一から説き起こして検証しようとしたことは一つの決断に基づくものである。

しかし、謝罪をしなかったのは、報道機関としての役割や一般読者に向かい合うという視点を欠いたもので、新聞のとるべきものではない。

「読者の疑問に答える」として掲げられた事項に対する回答も、慰安婦に対する賠償問題に関して朝日新聞がどのような立場で臨み、その中で朝日新聞自身の主張方針に合致するよう記事の方向付けを行ってきたのではないかとの指摘に対しては、明確に答えていない。特に、吉田証言については、関連記事を全て取り消すという重大な決断をしたのであるから、取消し時期が初報から約32年を経た2014年となった理由を検証するとともに、そのことに対する朝日新聞の見解を示すことが読者に対する誠実な態度であった。

総じて、2014年検証は、自己弁護の姿勢が目立ち、謙虚な反省の態度も示されず、何を言わんとするのか分かりにくいものとなったというべきである。

### 9 2014年検証記事に関する意思決定

#### (1) 事実経過

吉田証言に依拠した記事は訂正し謝罪すべきという意見もあったが、拡大常務会等の経営幹部を中心とした会議で議論した結果、上記のおわびをすべきではないという意見、及び「反省」という言葉で表現することで謝罪の意を汲んでもらえんとする意見などにより、結局、謝罪はせず、他方、吉田氏にまつわる16本の記事は取り消すこととなった。

取消し又は訂正の選択及び取消しの範囲については、吉田証言が虚偽であるとする、このような証言、さらにはそのような虚偽の証言を述べている吉田氏に関する記事全体も事実に基づかないものに依拠した記事であり、謝罪しないこととする以上、記事については最も重い内容である取消しにより対応するのが妥当であろうなどと考え、最終的に記事自体を取り消すこととした。

#### (2) 16本の記事を取り消した判断について

16本の記事の中には記事中の外形的な事実は客観的な事実に合致しているものも存在することからすると、訂正により対応せず全て取り消すこととした扱いはおおざっぱな処理ともみられる。しかし、吉田証言に依拠した記事、及び濟州島で暴力的な方法での強制連行を自ら行ったという証言を行っている人物として吉田氏を取り上げた記事は、吉田氏の証言内容が真実であることを前提としたと評価されるから、これらの記事については取り消すこととするという判断には、合理性があるといえる。

ただし、吉田氏の、濟州島においていわゆる慰安婦とする目的の下に多数の朝鮮人女性を強制連行したとする証言について虚偽と判断するのであれば、今回取り消した16本の記事には含まれない慰安婦以外の者の強制連行について吉田氏が述べたことを報じた記事についても検討し、適切な処置をすべきである。

#### (3) 謝罪しないこととした判断について

報道内容に誤りがあった場合、おわびしてその報道を取り消すということは自然な対応であるし、朝日新聞の記者行動基準の「公正な報道」においても「1. 正確さを何より優先する。捏造や歪曲、事実に基づかない記事は、報道の信頼をもっとも損なう。(略)」「2. 筆者が自分であれ他の記者であれ、記事に誤りがあることに気づいたときは、速やかに是正の措置をとる」とされていることからしても、報道内容に誤りのあることが発覚し、これを取り消すという場合には、取消しとともにおわびをするのが妥当である。2014年検証において謝罪はしないこととした判断は、謝罪することによる影響の一部に強くとらわれて判断したものであり、報道機関の報道の自由が国民の知る権利に奉仕するものであることから憲法21条の保障の下にあるということのを忘れ、事実を伝えるという報道機関としての役割や一般読者に向き合うという視点を欠落させたものと言うべきである。

#### (4) 「経営と編集の分離」原則と今回の対応

2014年検証の作成に経営上の危機管理として経営幹部が関与したことについては、朝日新聞が組織体として新聞の発行事業を行っている以上、経営幹部が一定の関与をすること自体はあり得ることであり、2014年検証記事のような朝日新聞の経営に大きな影響があり得る記事について経営幹部が関与したこと自体は必ずしも不適切とはいえない。

しかし、経営幹部において最終的に謝罪はしないことと判断したことは誤りであった。このような経営幹部の判断に対し、編集部門にはこれに反対の者がいたのであるから、反対する者は、できる限り議論を尽くし、そのような結論となるのを回避する努力をすべきであり、編集部門の責任者や経営部門はこれを真摯に受け止めるべきであった。このような努力が十分尽くされたとまではいえない。

## 10 池上コラム問題

### (1) 事実経過

ア 2014年検証の担当チームは、2014年検証を企画している中で、池上氏に対し、慰安婦問題について論評してもらうこと、それが難しければ、毎月最終金曜日に掲載している池上氏のコラム（「新聞ななめ読み」）で検証記事について取り上げてもらう依頼をした。

池上氏は、検証記事について論評するのは時間もないので難しい、しかし、慰安婦問題に関する報道の検証記事を掲載することは「新聞ななめ読み」で取り上げるべき内容なので、そこで書きたいと回答した。

イ 2014年検証が、最終的に8月5、6日付紙面に掲載されることとなったことから、

同月29日付紙面に2014年検証を取り上げる池上コラムの掲載が予定された。

池上氏は、池上コラムを担当しているオピニオン編集部を担当者に対し、同月27日午後、原稿を電子メールで送信した。担当者はこれに、「過ちは潔く謝るべきだ」という見出しを付けた。

ウ 当時、経営幹部は、2014年検証に対する他の新聞等の反応を注視しており、これに関する報道は、編集担当の杉浦、広報担当の喜園、社長室長の福地ら危機管理を担当していた役員らと社長の木村が目を通していた。2014年検証を取り上げる池上コラムについても、危機管理担当の役員らは、原稿が届いたら内容を確認することとしていた。担当者は、池上氏から原稿を受領した後、GEである渡辺にゲラ刷りを手渡すとともに、GM補佐の机の上に置いてこれを配布した。ゲラ刷りは、GMである市川にも渡されたほか、杉浦、喜園、福地に配布され、社長の木村も原稿を見た。

渡辺は、ゲラ刷りを受け取った時点では、掲載することで問題ないと考えていた。しかし渡辺は、27日の夕方になって、木村が難色を示しており、このままでは掲載できないということになった、今後の対策として、①違うテーマで書き直してもらい、②掲載するのを止める、③見出しをマイルドにするのいずれかにできないかといった趣旨のことを池上コラムの担当者に述べた。これに対しオピニオン編集部は、①については、そもそも池上氏には朝日新聞から依頼したテーマであること、これまで基本的に内容には注文を付けないことでやってきたので難しい、②については、そうすると連載打切りは避けられず、非常に不自然な終わり方になる、池上氏の記事を握りつぶしたとバッシングを受けるおそれがあるなどと反対した。協議した結果、27日深夜、見出しを「訂正遅きに失したのでは」とマイルドなものに変更して掲載しようということで、杉浦が木村と話すことになった。

その結果もこのままでは掲載できないということであったので、渡辺及びオピニオン編集部は、杉浦に対し、池上氏の原稿を載せなかった場合、慰安婦を巡る問題の議論が言論の自由を巡る問題に変わってしまう、などの意見を述べた。これに対し杉浦は、これは経営上の危機管理の観点からなされたものだなどと説明した。その結果、28日の夕方、渡辺及び担当者らが池上氏と面談し、掲載見合わせについて説明することになった。

エ 池上氏との面談において、渡辺から池上氏に対し、危機管理の観点からこのままでは載せられない、おわびがないという部分を抑えたものを書き直してもらえないかなどと依頼した。これに対し池上氏は、細かい言葉の修正ならともかく、根幹にかかわる部分は修正できない、おわびを求めるといえるのは変えようがない、これがだめならジャーナリストとしての矜持が許さないので連載は打ち切らせて欲しいなどと答えた。

渡辺らは池上氏に対し、連載打ち切りについてはいったん持ち帰らせて欲しい旨伝え、その日の面談は終了した。朝日新聞は、池上氏の発言を踏まえ、「新聞ななめ読み」をどのように終わらせるかについて検討し、池上氏に打診するなどした。

オ その後、朝日新聞が池上氏のコラムの原稿を掲載しなかったことについて、9月1日

以降、週刊新潮や週刊文春が池上氏に取材するとともに、朝日新聞に対しても取材の申し入れがあったことから、池上氏のコラムの原稿を掲載しないこととしたことが外部に漏れたことが判明した。取材に対して朝日新聞は、「弊社として連載中止を正式に決めたわけではありません。池上彰氏と今後も誠意をもって話し合っまいります」と回答した。

一旦は「新聞ななめ読み」が終了したことを報道される前に告知することを検討したが、9月3日、池上氏のコラムの原稿をそのまま掲載することとした。そこで、池上氏に連絡し、経緯について朝日新聞からの説明を付したうえでそのまま掲載したいなどと説明した。池上氏は、経過について自分のコメントも掲載することを条件に掲載を了解した。朝日新聞は、9月4日付紙面に、池上コラムを、朝日新聞からの経緯の説明及び池上氏のコメントと共に掲載した。

## (2) 池上氏の原稿を掲載しなかったことについての朝日新聞の説明について

### ア 掲載しないという判断をした経緯についての説明

池上氏のコラムを掲載しないこととした経緯について、木村は、池上氏の原稿については、あくまで感想を述べただけで、掲載見送りを判断したのは杉浦である、という趣旨の説明をした。

しかし、8月27日に池上氏から原稿を受け取った際、編集担当を含む編集部門は、これをそのまま掲載する予定であったところ、木村が掲載に難色を示し、これに対して編集部門が抗しきれずに掲載を見送ることとなったもので、掲載拒否は実質的には木村の判断によるものと認められる。なお、この判断に対し、編集部門は反対であったのであるから、可能な限りの意見を述べ、議論を尽くして、掲載拒否の結果を招かないよう努力すべきであり、編集部門の責任者や経営幹部はこれを真摯に受け止めるべきであった。このような努力が十分尽くされたとまではいえない。

### イ 池上氏との交渉経緯についての説明

担当者は池上氏の原稿をこのままでは掲載できないと判断した時点でコラムが打ち切りになる可能性が高いと認識し、現に池上氏から打ち切りたいと言われたことからすると、交渉担当者が、「いったん持ち帰らせて下さい」といってその場で承諾はせず持ち帰ったとしても、実質的にはその時点で打ち切りは決まっていたと認められる。現に池上氏は28日の時点で終了が決まったと理解していた。

このような状況について、「池上彰氏と今後も誠意をもって話し合っまいります」と説明するのは、池上氏との協議の内容を余りに朝日新聞に有利に解釈したものである。

## 1.1 「経営と編集の分離」原則

### (1) 「経営と編集の分離」原則について

新聞社における報道の自由は憲法21条の保障のもとにあると理解されている。他方、新聞社における報道は新聞社の事業として行われているから、経営幹部が報道の内容に関

与する権能を有すること自体は、あり得ることである。

しかし、経営幹部が報道の内容に不当に干渉することにより内容が歪められることがあれば、報道の自由が認められる目的を達することができない。そこで、編集機能と経営機能を分離し、編集に関する最終決定は経営に携わらない編集部門の責任者が行うようにすべきであるという考え方（「経営と編集の分離」原則）が提唱されている。

#### （２）２０１４年検証記事への経営幹部の関与について

「経営と編集の分離」の考え方は、民主主義社会における言論の自由の十全な発展のために極めて重要な考え方であり、新聞社において守られるべき原則であるとしても、新聞社が組織として危機管理を必要とする場合については、合理的な範囲で経営幹部が編集に関与すること自体はあり得ることである。

このような理解を前提として２０１４年検証への経営幹部の関与についてみると、近年の朝日新聞を取り巻く状況に鑑みれば、危機管理が必要な場合であるとして、合理的な範囲で経営幹部が編集内容に関与すること自体はあり得ることである。

しかし、２０１４年検証は、企画立案から紙面の内容に至るまで、経営による「危機管理」という側面が先行しすぎている。「社を守る」という大義によって、さまざまな編集の現場の決定が翻された。それゆえに、本論である慰安婦問題の伝え方は、一般読者や社会の納得のいく内容とはなっておらず、結果的に危機管理そのものも失敗した。その意味でも、報道機関において「経営と編集の分離」の原則を維持し、記者たちによる自由闊達な言論の場を最大限堅持することの重要性について、いま一度確認すべきである。

#### （３）池上コラムに対する経営幹部の関与について

池上氏のコラムの原稿を掲載しないこととした判断については、関係者らは危機管理的な観点から検討した結果である旨説明するが、それは視野の非常に狭い内向きの議論であり、上記報道機関としての役割や一般読者の存在という視点を欠落させたものである。「経営と編集の分離」原則との関係でも不適切な関与がされたといわざるを得ない。

#### （４）まとめ

朝日新聞は、近年の新聞業界がおかれた厳しい状況を踏まえ、インターネット時代の本格化の中で、中長期的な新聞経営危機の打開を最大の課題とし、２０１２年に木村体制が発足した。木村は、デジタル戦略の本格化、社内分社化によるコスト削減構想の推進などを軸に、素早い判断と決断、実行をより重視し、取締役会への権限集中をはかってきた。木村は、このような素早い判断と決断、実行力を買われて社長に抜擢されたということを述べる者もいた。今回の慰安婦報道に関する一連の問題も、こうした経営体制の中で起きたことである。

２０１４年検証は、こうした経営体制から生まれた危機管理の一環であった。そこには、従来のコンセンサス型経営方針からの転機に加えて、社員や販売店への嫌がらせ、朝日新聞に対する攻撃などもあり、朝日新聞の幹部は、自社内部の危機に集中するあまり、外部環境を適切に識別する力を失っていった。一般読者の意見、社会の一部の極端な意見、同

業他社の目、社会全般の意見などを混然一体として議論していた様子がかがわれ、失敗を重ねるごとに、これらの点を注意深く議論して、対策をとる力を失っていったと認められる。

## 1.2 国際社会に与えた影響

標記については、当委員会の数名がそれぞれその専門的立場からアプローチし、3つの、異なる側面から検討した結果が報告された。当委員会では、これら検討結果について資料を参照しつつ協議検討し、いずれも当委員会の本問題に対する報告とすべきであるという結論となった。

### (1) 国際社会に与えた影響（岡本委員、北岡委員）

欧米、特に米国で日本についての広報活動を行う際に最も多く受ける質問のひとつが「慰安婦」である。韓国系米国人が慰安婦問題を組織的にキャンペーン事項にしていることもあり、この問題を巡る日本批判の動きは今も衰えない。

のみならず、抗日戦争勝利記念70周年にあたる2015年に焦点をあてて世界的に反日キャンペーンを強化しようとする中国政府が、慰安婦問題についても日本非難を展開しようとしている兆候もある。

米国には慰安婦に対する定型化した概念がある。例えば2014年12月2日のニューヨークタイムズ紙は慰安婦問題について在京特派員発の大きな記事を掲載したが、そこには次のように記されている。「主流に位置するほとんどの歴史家の見解は、日本陸軍が征服した領土の女性を戦利品として扱い、彼女たちを拘束し、中国から南太平洋地域にかけて軍が経営していた慰安所と呼ばれる売春宿で働かせたという点で一致している。女性達の多くは、工場や病院で働くとだまされて慰安所に連れてこられ、兵士たちへの性行為を強制された」

本件記事にしても、今回インタビューした海外有識者にしても、日本軍が、直接、集团的、暴力的、計画的に多くの女性を拉致し、暴行を加え、強制的に従軍慰安婦にした、というイメージが相当に定着している。

このイメージの定着に、吉田証言が大きな役割を果たしたとは言えないだろうし、朝日新聞がこうしたイメージの形成に大きな影響を及ぼした証拠も決定的ではない。

しかし、韓国における慰安婦問題に対する過激な言説を、朝日新聞その他の日本のメディアはいわばエンドース（裏書き）してきた。その中で指導的な位置にあったのが朝日新聞である。それは、韓国における過激な慰安婦問題批判に弾みをつけ、さらに過激化させた。

第三国からみれば、韓国におけるメディアが日本を批判し、日本の有力メディアがそれと同調していれば、日本が間違っていると思うのも無理はない。朝日新聞が慰安婦問題の誇張されたイメージ形成に力を持ったと考えるのは、その意味においてである。

海外が慰安婦問題について持っている誤ったイメージに対しては当然に反論すべきでは



ある。また本件に対する現在の日本の対応ぶりについても、アジア女性基金を通じて民間と政府の見舞金が元慰安婦に渡されたばかりでなく総理大臣が慰安婦の一人一人に謝罪の書簡を出してきた事実、さらには相当数の慰安婦は日本人であった事実などは海外で報道されない。そして韓国側の一方的な主張のみが既成事実化していくことに焦燥感を抱く日本人は多い。

しかし、いかに日本として対応するかは、必ずしも簡単ではない。日本側が反論すれば、多くの場合、いっそう火に油を注ぐ結果になるからだ。吉田証言を報じた記事の取消しにしても、吉田証言は問題のほんの一部に過ぎないと海外の有識者は反論し、海外の一般市民は「日本にはそのような制度があったのか」と改めて好奇心を示すという展開になる。

これまで日本は、外国世論との関係で、歴代首相の靖国参拝、南京事件、捕鯨、イルカの殺処分、政治家によるマイノリティーや女性蔑視発言等、様々な摩擦案件があったが、慰安婦問題ほど日本にとって深刻で対応が厄介な問題はない。当委員会に託された任務を超えることであるが、基本的に対応を考え直す時である。

## (2) 国際社会に与えた影響（波多野委員）

1980年代末に韓国の民主化の過程で慰安婦問題が浮上してくるが、朝鮮半島での徴用労働者の「強制連行」が日韓間の焦点であったことから、この問題は、募集段階での「強制」の有無や程度という今に続く問題設定に投げ込まれる。吉田清治氏に関する朝日の扱いも80年代には強制徴用の実行者としてであった。

日本政府でも戦時徴用業務と慰安婦は無関係と認識され、従って90年6月の国会では政府委員が「民間業者が連れて歩いた」ようであり、実情調査は困難と答弁した。91年8月、初めて実名で取材に応じた金学順氏は、同年12月に東京地裁に提訴するが、この答弁が一つの引き金となった。日韓両政府は、この問題が年明けに予定された宮沢首相の訪韓で争点化することを懸念し、訪韓前の真相究明の約束と謝罪に合意した。

92年1月11日の朝日の1面トップの「軍関与」報道は、韓国メディアが軍による強制を明白にしたもの、と大きく報じ、韓国世論の対日批判を真相究明、謝罪、賠償という方向に一気に向かわせる効果をもった。さらに宮沢訪韓の直前、「女子児童までもが挺身隊に」という韓国メディアの報道は、朝日の「軍関与」報道と相乗効果をもって「日本政府糾弾」の世論や運動を地方にも広げ、訪韓した宮沢首相は謝罪と反省をくり返すことになる。朝日の報道は宮沢訪韓にも影響を与え、韓国は対日交渉への利用を意図していた。

政府が軍関与を認めて謝罪を先行させたことも一因となり、軍関与の有無と程度、とくに徴募段階での強制連行にこそ問題の焦点があるかのような日韓メディアの報道が続く。朝日はその先頭に立っていた。朝日にとって「軍関与」とは、強要・強制の意味をもつものであった。統治下の朝鮮で日本官憲は「男性には労務や兵役を、女性には兵士の慰安をとる役割を強要した」のである（1月12日社説）。

92年7月、政府は調査の結果、慰安施設の設置や管理、慰安婦の募集に当たる者の取締りなど様々なレベルで「政府の関与」を認め、謝罪を表明する加藤談話を発表した。だが、朝鮮半島では軍による組織的な強制連行を示す資料は発見されず、政府は調査範囲を

アジア全般に広げ、その結果が93年8月の河野談話として発表された。談話の作成過程では「強制」の表現が焦点となり、朝鮮半島ではなおも強制連行の事実は確認できなかったが、韓国側の意向をも踏まえながら、「総じて本人たちの意思に反して」と表現された。韓国政府は談話を「全体的な強制性を認定」したものと評価した。強制連行を示す資料の未発見は、強制をめぐる「狭義」か「広義」か、公娼制度の延長かという、今日に続く国内論争の構図を定着させた。

朝日がその紙面で、いわゆる「広義の強制性」を前提に議論をするようになるのは、97年3月31日の特集記事である。この時まで、吉田証言が「強制連行」の根拠として否定されていたが、この特集記事では「真偽は確認できない」とした。その一方、同日の社説は、「日本軍が直接に強制連行をしたか否か、という議論の立て方は、問題の本質を見誤るものだ」、資料や証言をみれば、「全体として強制と呼ぶべき実態があったのは明らかである」としたうえで、河野談話を「当然の結論」と認めている。それまでの「狭義の強制性」に傾いた報道から、吉田証言の危うさが明らかとなって、河野談話を梃子として論点をすりかえた、と指摘されてもやむをえない。

2日後の社説（97年4月2日）では、「問題は、侵略戦争と植民地支配の下で、政府・軍が関与して多数の女性の意思に反し、その尊厳を踏みにじったことにある」と、問題の重点を女性の尊厳や人権の問題に移していく。96年のクマラスワミ報告や、2000年末の女性国際戦犯法廷に対する突出した報道量と高い評価は、それを鮮明に示している。

この間、国民的償い事業として、95年7月に発足した「アジア女性基金」に対し、朝日は、当初は「基金方式」に否定的で、批判の声を積極的にとりあげていたが、やがて「国家補償が望ましいが、次善の策としてはやむをえない」という評価を定着させる。しかし、クマラスワミ報告や女性戦犯法廷に関する報道は、それらを支持・支援するNGOの声をもってアジア女性基金を批判し、国家補償が唯一の道であるかのような印象を与えるもので、こうした評価を影の薄いものとしていた。

2000年代の朝日は、一貫して河野談話を擁護し、慰安婦問題の「本質」は女性の人権や尊厳の問題だ、という論調を基本におく。たとえば、「一部メディアは、問題の核心は『強制連行』があったかどうかだ、と主張している。そうした議論の立て方が問題の本質から目をそらしている」として、「民族や女性の人権の問題ととらえ、自らの歴史に向き合う。それこそが品格ある国家の姿ではないか」といった主張である（2007年3月10日社説）。

朝日は、慰安婦問題の本質は女性の人権や尊厳の問題だと、しばしば説くが、現実的な解決策や選択肢を示せないまま、「本質論」に逃げ込むような印象を与えることは否めない。

朝日は、強制連行の実行者としての吉田氏を度々紙面に登場させたが、内外メディアに全く注目されず、その意味では女性の尊厳を貶めている日本、という国際的評判を広めたわけではない。他方、吉田証言を日本の名誉を貶めるもの、と認識する国内勢力は、それが河野談話の有力な根拠とみなしていた。吉田証言が虚偽であることが明白になると、河

野談話の見直しに言及するようになり、直ちに、国際的反発を招くことになった。強制性をめぐって韓国の主張を加味し、双方の微妙なバランスを表現した河野談話は、その国際的信認を失う危険にさらされる。これが吉田「虚偽」証言のもう一つの影響である。

最後に、慰安婦問題を決着させる機会は、政府間レベルでは少なくとも3度あった。93年の河野談話、95年のアジア女性基金の創設、98年の金大中大統領と小渕首相の首脳会談である。これらの機会がなぜ、失われていったか、改めて問われる必要がある。

### (3) 国際社会に与えた影響（林委員）

過去20年間の英・米・独・仏4カ国、10紙の慰安婦報道、合計約600本の記事、ならびに韓国の全国紙5紙の慰安婦報道合計約1万4千本の記事を対象に、「国際社会に対する朝日新聞による慰安婦報道の影響」について、定量的分析を行った。

その結果、朝日新聞が日本のメディアの中では欧米の報道機関によってもっとも頻繁に引用されているものの、引用数は31本に過ぎなかった。なお、言及回数で見ると、NHKがもっとも多かったが、これは2014年の舛井勝人会長の就任会見時の「慰安婦はどこにでもある」というコメントが取り上げられたためであり、情報媒体としての影響力とは言い難い。これに対して、朝日新聞は沖縄基地問題をはじめ多様な問題で引用されていた。

韓国の慰安婦報道でも朝日新聞はもっとも頻繁に言及されていた。記事本数にすると827本あり、次に多い共同通信の378本を大きく引き離している。

次に、吉田清治氏の証言をもとにした報道の影響だが、本年8月5日以前に欧米の新聞で吉田氏が引用されている記事は3本だった。吉田証言の影響力は限定的と考えられる。

韓国における吉田清治氏への言及も、全体の記事量からすると高くない。吉田氏が言及されていたのは68本。そのうち、日本の媒体が情報源になっていたのは21本だった。このうち、朝日新聞の引用がもっとも回数が多く、6本あった。また、朝日新聞が14年8月5日に取り消した16本の吉田証言記事について、それぞれ報道された後の1週間の韓国の新聞記事を調査したところ、直接引用していたのは、92年5月25日の韓国日報の記事1本のみだった。

以上、総じて、朝日新聞の海外への影響は日本のほかのメディアと比較すれば相対的に高いものの、全体量から見れば限定的である。さらに、吉田証言記事に関しても、朝日新聞が海外のメディアに対して吉田清治氏という人物を権威づけ、正当化したという見解には至らなかった。概して、海外メディアは朝日新聞を参照はするが、多くの情報源のうちの一つにすぎず、決定的インパクトがあるというわけではない。

ただし、欧米や韓国の報道では、「吉田清治」という名が明示的に出ていない場合でも、日本軍による女性たちの「強制連行」というイメージは存在する。しかし、インドネシアでのスマラン慰安所事件など、朝鮮半島以外では日本軍関係者が売春を強制した記録も見つかっており、そうした史実が今回調査した記事の中でも報道されていることを考え合わせると、日本軍の強制性のイメージが朝日新聞の報道によるものか、他の情報源によるも

のかというメディア効果論からの実証的な追跡は、いまとなってはほぼ不可能である。

朝日新聞、および吉田証言の影響力が限定されているのに対し、もっとも発言が引用され、動静が注目され、議題設定力を握っているのは、安倍晋三首相であったことも明らかになった。安倍首相は慰安婦問題における情報源としての発言引用数（引用記事数96本）、報道全体での言及頻度（1141回）において他を圧倒しており、慰安婦問題における存在感が際立っていた。このほか、歴代首相の中では、村山富市首相（引用20本、言及155回）や小泉純一郎首相（引用17本、言及200回）が目立つものの、安倍首相はこの2人を大きく引き離している。また、安倍政権時には、右派の活動家や保守政治家等の動向にも注目が集まる。第1次安倍政権時には、すぎやまこういち、屋山太郎、櫻井よしこ、花岡信昭、西村幸祐の5氏で構成された「歴史事実委員会」が、慰安婦問題について07年6月14日付米ワシントン・ポスト紙に出した意見広告が注目された。第2次安倍政権では、菅義偉官房長官、橋下徹大阪市長、榑井NHK会長らの発言が取り上げられ、記事の全体量を底上げしている。したがって、政権ごとの報道量の変動を見ると、第1次、第2次安倍政権時に際立って量を伸ばしていることがわかった。

このほか明らかになったのは、欧米の新聞記事では、日本と韓国からの情報源のほかに国際機関、および国の出自を明記しない情報源、そして日本、韓国、米国以外の国（フィリピン、オランダなど）からの情報源が調査期間全体を通して一定量存在していたことだ。こうした、いわば多様な情報源をもつ記事の内容を確認していくと、普遍的な人道主義的観点、および「女性の人権」問題からの切り口も目立つ。日本の慰安婦問題の切り口が、日韓や日米などの「外交問題」、日本のイメージや国益をめぐる議論が主流となっているのとは対照的で、人道主義や女性の人権から語る欧米の論調とのギャップも浮き彫りになった。

以上のように、朝日新聞の報道が国際社会に与えた影響は限定的であったと認定した。しかし、そのことは、本報告書が他所で指摘している同社の経営陣の判断の誤り、および報道プロセスの数々の問題点そのもののインパクトを減ずるものではない。それらは、まったく異なる次元の話である。この点もここで改めて確認したい。

#### （4）世界への伝わり方 省略

### 1.3 まとめ 省略

### 1.4 問題点の指摘と第三者委員会からの提言

以上の事実関係及びこれに対する評価分析を経て、当委員会は、朝日新聞社及び同社の社員の各位に対し、以下の数点について、深く思いを致し、改めるべき点は改めて、再出されることを提言する。

#### （1）報道のあり方について

ア 前提とする事実の存否及び事実の意味についての吟味の必要性の自覚

新聞報道のうち、いわゆる企画記事、調査報道などは、その企画趣旨に沿う情報を収集、選択して報道することになる。過去の情報の中には、元来の企画趣旨に反する事実や意見もあろう。このとき、たとえ当初の企画の趣旨に反する事実があったとしても、その事実の存在を無視してはならず、そのような事実が存在することを指摘し、その存在が、当該企画とどのような関係にあるのかも明らかにしなければならない。今回問題となった記事の多くは特集企画、および調査報道に属するものである。この記事の作成に当たって、上記に述べた報道のあり方が忘れられ、取り上げた過去の事実の存否の吟味や、複数の情報源による再確認が十分でなかった。吉田証言についても、企画趣旨に反する事実や異論も存在すると指摘されているのに、これが取り上げられなかった。テーマが日本政府の戦後責任追及等多方面へのインパクトのあるものであるだけに、上記の原則は一層厳守されなければならない。

朝日新聞の記者は、上記の基本的な報道のあり方について今一度思いを致し、事実を軽視することのないよう努める必要がある。

#### イ 先入観が事実の選択を誤らせることの自覚

国や公共機関と権力との関係、および社会のさまざまな秩序について、人は自覚しないまま先入観あるいは思い込みを持ちがちである。新聞記者は、取材対象と近づけば近づくほど、取材対象の世界に引き込まれ、その世界の先入観や思い込みを共有し、それを自覚することが難しくなることがあるが、事実を取材した後、いったん立ち止まって内省することは有用である。

本件事案においても、通常であればそのような判断はしないであろうと思われる場面で、記者が簡単に誤った事実判断に陥ったことが見られた。

朝日新聞の記者は、上記の基本的な報道のあり方について今一度思いを致し、取材対象を相対化する目をもち続け、自己の先入観や思い込みをなるべくたやすく共に、一方的な事実の見方をしないよう努める必要がある。

#### ウ 記事の効果の自覚

新聞報道は多かれ少なかれ対象とされた人、団体、社会、政治等に影響を及ぼす。このことは記者たる者十分自覚しているはずであるが、日々の取材や記事作成過程において、その自覚が足りないのではないかと疑われる場面が多々見られた。他方で、筆の力を信じるあまり、自分が一つの権力を手にしているとの錯覚に陥る危険もある。日本社会では、新聞の信頼度は極めて高く、いったん誤りを犯すと広範囲な影響を及ぼす危険性が大きい。報道の効果は、絶大であって、相当な痛手を受ける個人や組織も出てこよう。そのような影響を受ける者、打撃を受ける者が自分の記事によって発生するのだ、自分にはそれだけ責任があるのだということを十分自覚する必要がある。したがって、新聞記者たちは、そのような影響力を可能にしてきたさまざまな特権を自覚し、それに甘えることなく事実報道の精神に徹し、万が一誤った場合は、素直かつ謙虚にそれを認めなければならない。

今回の検証記事は、謙虚さではなく、むしろ頭が高く上から見下ろすような印象を受け

るものであり、真摯に責任を取ろうとする姿勢が感じられない者も多くいた。

朝日新聞の記者は、上記の基本的な報道のあり方について今一度思いを致し、自己が報道という権力を持つ意味と、そうであるが故に、誤った際には素直な謙虚さを忘れずに報道しなければならないということを再確認する必要がある。

#### エ 報道した記事についての責任の自覚

一般に、報道された事実は真実であるものとして、以降人の行動や社会の動きの前提となつてゆく。このように重い意味を持つものであるからこそ、報道された記事については、その記事内容の真否や、記事で扱った事象のその後の経過を継続的にフォローし、これらについて何か情報が得られれば、これを報道してゆくのが報道機関の責務である。しかし、朝日新聞社では、一人の記者が突出的な記事を書いた場合でも、その続報が引き続き長期間にわたってその記者に委ねられるということは少なく、今回取り上げたような記事については、引き継ぎの態勢もあいまいである。たとえ、ある部署に属する一人の記者によって書かれても、その記事は読者から見れば、その新聞社の記事なのであって、その部署の記事ではない。その記事内容の真否や、その事象について何らかの新しい情報が得られれば、どの記者であってもそれを報道してゆくべきである。

朝日新聞社では、あの記事は某記者の記事であり、あるいは某部署の記事であるとして、他の記者、他の部署はかかわろうとしない風土があった。このような風土は改められなければならないし、朝日新聞の記者は、特に困難で意見の分かれる論争的なテーマについては、持続的なジャーナリズムのあり方について今一度思いを致し、報道された記事の重みを自覚して、継続的報道の重要性をこの際再確認する必要がある。

#### オ 記事は読者のためのものであることの自覚

新聞記事は、読者のために書かれるものであることは余りに当然である。しかし、今日、新聞社は、オンライン・メディアの台頭や売り上げ部数の減少という逆風の中で、この当然のことを軽視するようになってきている。今回の検証記事は、形こそ読者に呼び掛けることになっているが、内容は読者向けではなく、朝日を攻撃する他の新聞社や、雑誌、週刊誌、インターネットの論調向けに自社の立場を弁護する業界内向きのものである。真に読者に向けた記事であるならば、真摯に自社の至らなかった点を指摘し、なぜそのようなことになったのか、今後どのようにしてこれを改めるのかについて読者に釈明するものとなったはずである。そのような記事であったのであれば、このたびのような事態には至らず、ここまで厳しい批判はされなかったと思われる。新聞社に特定の意見がある場合も、きちんと読者に向いて、その主張について、さまざまな事実をもとに説明してこれを行うべきである。

朝日新聞はこの検証記事を経営上の危機管理によるものというが、読者に対して危機管理をする必要性はない。報道に値する報道を粛々として行ってゆくことこそが危機管理であろう。

(2) 新聞社として、既報の記事内容が「誤報」であったと判明したときの取扱いの確立

朝日新聞は、今回の事件をきっかけに、既報の記事内容が「誤報」であったと判明したときに、それをどう扱うか、という点について、精緻な議論をし、将来に向けての対応策を確立すべきである。

朝日新聞は吉田氏を取り上げた16本の記事の「取消し」を行った。16本の記事の「取消し」について、吉田氏の記事はなぜ「訂正」ではなく「取消し」としたのか、どの記事を「取消し」の対象とするのか、「取消し」対象記事のどの部分を取り消すのかといった点について、社内で十分な議論があったわけではなく、これらの点についての論理的な説明は、最後まで聞かれなかった。現状では、何か起こったときは、その時々組織防衛のための判断や営業上の配慮が先行しており、言論機関として、後継の記者たちへの教訓を残すような形での対応にはなっていない。

ジャーナリズムにおいて、誤報は最小限にすべきことは言うまでもないが、日々の作業のなかで、免れない面もある。したがって、なるべく誤報を回避する体制をつくと同時に、誤報が出てしまった場合の事後対応についても検討してほしい。

### (3) 取材チームの編成の開示、署名記事及び社説執筆者の明示について

1997年特集、2014年検証のような大型特集企画の検証をするについては、紙面を見る限り、社内のどういうメンバーが選ばれ、執筆したのか知ることができない。このような特集は、事件事故などのニュース性があるわけではなく、他方では専門性が高く継続性が期待されるもので、無記名の大型記事は、文脈のわからない読者にとっては唐突感を否めない。もし、執筆者やチームが継続的に取材をしており、折々に適宜報道してゆくというような認識が広まれば、こうした特集も読者にとってアプローチしやすくなると考えられる。したがって、各記事の筆者や取材チームは、記事を出す時点で読者側に主体的に明らかにすべき情報であったと言うべきだろう。

また、今回の検証では、ついに筆者の特定できない記事もあった。その点も考えると、継続性のある重要な報道に際しては、その都度取材チームの編成、および執筆者名を明らかにするなど、より透明性のある編集体制を望みたい。そうすることは、専門性が高く、複雑で国論を二分するテーマに対して、朝日新聞社が一定の継続的な取り組みをしているということを外部に示すことになり、読者とのよりよいコミュニケーションにもつながると考える。社説についても、専門分野をもつ執筆者の意見が中心で、その氏名を記載して文責を明らかにした方が妥当なものもあろうから、責任を明確にするためにも、可能な限り執筆者は特定することを検討すべきであろう。

### (4) 情報源の選定及び専門家との関係について

慰安婦問題は、国内、そして国際関係を分断するような激しい論争が続いている。こうした中で、近年、朝日新聞の報道は「偏向報道」という批判が続いている。第三者委員会では、こうした論争のいずれかの立場に立脚して今回の検証を行っていない。しかし、このような「偏向」という批判は絶えず存在していることは確かである。この点に対して、ジャーナリズムのあるべき姿を考える立場から、次のような提言をしたい。

すなわち、慰安婦報道に関しては、吉田証言に疑問が呈されてから20年以上の歳月が経っているにもかかわらず、朝日新聞の取材体制を検証した結果、特定かつ一部の専門家や情報源に過剰に頼る傾向が見られた。紙面上誰に取材するかは新聞社の裁量の範囲であるが、多くの場合、その情報源は、記者たちが日常の人間関係によって培ってきた取材網であることは目立った。

第三者委員会は、今後、朝日新聞には、複雑で学界などでも多くの異論が見られる問題については、今回見られたような、その都度一面的、個人的人間関係に基づく情報のみに依拠するような取材体制のあり方を再考してほしい。たとえ紙面では限られた数の意見のみ掲載するとしても、それは多くの取材の結果であるはずで、そのためには日常からの幅広く、奥の深い調査・取材活動は不可欠である。

これを可能にするべく、たとえば、社内で、さまざまな立場や意見をもつ、そしてあえて異論を唱えるような有識者や専門家を集めて積極的に勉強会および意見交換の場を重ねる仕組みをつくってはどうか。編集部門の記者たちは、年次や地位、所属部署を超えてこうした仕組みを活用し、広い視野を獲得することによって、常に公正な立場から記事を書く努力を積み重ねるべきであろう。こういった取り組みはまた、定期的に社会に開示し、社の風通しをよくすることも怠らないようお願いしたい。

#### (5) 新聞社としての経営のあり方

##### ア 取締役会、代表取締役、編集担当取締役等の責任

会社経営を担うのは取締役会であるが、今般の件では、朝日新聞においては、取締役会において十分な議論がなされなかったとみられる。編集と経営の分離と言いながら、今回の検証記事、池上コラムの原稿の掲載の許否については経営側が細部に至るまで関与し、それが社を利する結果となるどころか、逆に新聞社への信頼を傷つけるような事態となってしまった。ことが起こってしまったからの社内における経緯の説明さえ、連絡の悪さから、相反する事実が様々に語られる始末である。

このような経営側の対応の多くは代表取締役の意思を反映したものと見られる。編集担当の取締役は、編集について最終責任を持つから、その者が拒否すれば代表取締役の意思が実現することはなかったが、結局のところ代表取締役に抵抗できなかった。そもそも代表取締役と編集担当取締役によって対応についての方針が決定され、他からの意見を入れる余地の少ない体制となっていることは問題であって、危機管理案件として経営に関する事項であるならば、当然取締役会における相当の議論を経なければ決定されるものではないと思われる。しかし、今回そのような議論が尽くされた形跡はない。これでは取締役会がその役割を果たしていないと言われてもやむを得ない。取締役会等における協議、審議がより実質的なものとなるよう全役員が努力する必要がある。

今回の事態を招来する最終決定をした代表取締役社長の責任は重いが、取締役会を構成した者も責任を深く自覚する必要がある。今般当委員会の報告書による提言を待たず、代表取締役の交替等の一連の人事が行われたが、これによって新たに経営に当たることとな



った者も責任を深く自覚し、猛省の上にたった新しい朝日新聞社を作らない限り、その再出発はあり得ないことを銘記すべきである。

#### イ 経営と編集の分離原則の徹底について

今回の問題の多くは、編集に経営が過剰に介入し、読者のための紙面ではなく、朝日新聞社の防衛のための紙面を作ったことに主な原因があるというべきである。経営には最終的に編集権も帰属する以上、編集に経営が介入することもあり得ないことではない。しかし、それは最小限に、しかも限定的な介入であるべきであろう。今回は、経営と編集で意思決定の中心となった者はいずれも新聞記者出身であり、思考形式が共通であると共に、類似の思い込みにとらわれている可能性があった。そうしてみると、編集に経営が介入する時には、第三者の意見を聴く必要が高いと思われる。編集に経営が介入するという非常事態の場合には、その介入の可否や介入の程度について意見を聴取するための常設の機関を設け、これを新聞記者出身以外の第三者によって構成することを検討すべきであろう。

#### (6) 第三者委員会設置の経緯の説明について

朝日新聞社の前社長は、この第三者委員会設置に当たり、委員には、どのような前提もつけずに自由な議論をお願いし、問題点を抽出して提言して欲しい趣旨のことを述べた。当委員会は、その趣旨に従って、調査を進め、提言を行えるよう鋭意協議を重ねてきた。しかし、その報告書の提出を待たず、社長が辞任し、役員の変動が行われるという事態となった。社内外の環境を考えれば、やむを得ない面もあったにせよ、「信頼回復と再生のための委員会」という組織を、外部識者4名を入れて設置したことを併せ、これらの措置が朝日新聞の今回の問題に対する対応ぶりを分かりにくくした。当委員会としては、朝日新聞社に対し、当委員会の役割及びこの報告書が今後の朝日新聞社社内体制の整備・改革に占める位置について深く思いを致して、この提言の趣旨をできる限り実現することを望むものである。また、当委員会は、朝日新聞社に対し、本報告書提出後数カ月後に、その後の対応についての検証の機会を設けることを求める。

#### (7) 言論機関における第三者委員会設置についての注意喚起

民主主義社会において、「報道の自由」は、憲法21条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものである。この点に鑑みれば、特定の新聞社のあり方の評価をメディアの外部に委ねることは、必ずしも最良の措置とは言えない。

当報告書は、この点を十分に認識した上で、朝日新聞社に対して、あえて社外から見た問題点を多岐にわたって指摘した。今後、朝日新聞社が、今般のさまざまな不祥事および事件を乗り越えて読者の信頼を回復し、再び自由で闊達なジャーナリズム活動を担う仕組みを築きあげるために、本報告書が寄与することを願う。

朝日新聞社の記者たちは、言論の行使に際して萎縮することなく、そして、その社会的責任を十分自覚し、日本の健全なジャーナリズム活動を推進する原動力となっていくてほしい。

#### (8) 終わりに

以上のように朝日新聞の慰安婦報道検証の結果、朝日新聞のさまざま問題点を指摘した。この点については、経営側をはじめ、朝日新聞社全社一体となって、今後の会社のあり方を真摯に検討して頂きたい。

他方、第三者委員会は、検証のヒアリングの結果、ならびに各種の資料によって、朝日新聞社の社員および販売店が悪質な脅迫や嫌がらせを受け、非常に苦しい立場に立たされていることを改めて認識した。朝日新聞社は、1987年、88年に支局襲撃事件および爆破未遂事件を経験しており、こうした歴史的経緯に鑑みれば、経営幹部の切迫した心情も理解できる。

第三者委員会は、このような言論機関に対する攻撃に強い危惧を抱くとともに、こうした卑劣な行為が日本の民主主義の破壊をもたらす危険性のあることを改めて指摘しておきたい。

## 1.5 個別意見

### (1) 岡本委員

記事に「角度」をつけ過ぎるな

我々の今回の検証作業に対して、朝日新聞社はまことに誠実に対応した。新しい方向へレールが敷かれた時の朝日の実行力と効率には並々ならぬものがある。しかしレールが敷かれていない時には、いかなる指摘を受けても自己正当化を続ける。その保守性にも並々ならぬものがある。

吉田清治証言を使い続けた責任は重い。しかし、同様に国際的に大きなインパクトを与えたのは、1992年1月11日の「慰安所 軍関与示す資料」と題して6本の見出しをつけたセンセーショナルなトップ記事だ。数日後の日韓首脳会談にぶつけたこの報道は、結果としてその後の韓国側の対日非難を一挙に誘うことになった。（同記事の問題点については本報告書をお読みいただきたい）。

当委員会のヒアリングを含め、何人もの朝日社員から「角度をつける」という言葉を聞いた。「事実を伝えるだけでは報道にならない、朝日新聞としての方向性をつけて、初めて見出しがつく」と。事実だけでは記事にならないという認識に驚いた。

だから、出来事には朝日新聞の方向性に沿うように「角度」がつけられて報道される。慰安婦問題だけではない。原発、防衛・日米安保、集団的自衛権、秘密保護、増税、等々。

方向性に合わせるためにはつまみ食いも行われる。（例えば、福島第一原発吉田調書の報道のように）。なんの問題もない事案でも、あたかも大問題であるように書かれたりもする。（例えば、私が担当した案件なので偶々記憶しているのだが、かつてインド洋に派遣された自衛艦が外国港に寄港した際、建造した造船会社の技術者が契約どおり船の修理に赴いた。至極あたりまえのことだ。それを、朝日は1面トップに「派遣自衛艦修理に民間人」と白抜き見出しを打ち、「政府が、戦闘支援中の自衛隊に民間協力をさせる戦後初のケースとなった」とやった。読者はたじろぐ）。

新聞社に不偏不党になれと説くつもりはない。しかし、根拠薄弱な記事や、「火のないところに煙を立てる」行為は許されまい。

朝日新聞社への入社は難関だ。エリートである社員は独善的とならないか。「物事の価値と意味は自分が決める」という思いが強すぎないか。ここでは控えるが、ほかにも「角度」をつけ過ぎて事実を正確に伝えない多くの記事がある。再出発のために深く考え直してもらいたい。新聞社は運動体ではない。

一方で重要なことがある。不正確でない限り、多様な見方を伝える報道の存在は民主主義を強いものにする。朝日新聞の凋落は誰の利益にも適わない。朝日の後退は全ての新聞の後退につながる。

## (2) 北岡委員

現代におけるジャーナリズムの責任

今回の従軍慰安婦報道問題の発端は、まず、粗雑な事実の把握である。

吉田証言が怪しいということは、よく読めば分かることである。従軍慰安婦と挺身隊との混同も、両者が概念として違うことは千田氏の著書においてすら明らかだし、支度金等の額も全然違うから、ありえない間違いである。こうした初歩的な誤りを犯し、しかもそれを長く訂正しなかった責任は大きい。

類似したケースはいわゆる「百人切り」問題である。戦争中の兵士が、勝手に行動できるのか、「審判」のいないゲームが可能なのか、少し考えれば疑わしい話なのに、そのまま報道され、相当広く信じられてしまった。

第二の問題は、キャンペーン体質の過剰である。新聞が正しいと信じる目的のために、その方向で論陣をはることは、一概に否定はできない。従軍慰安婦問題を取り上げて、国民に知らしめたことは、それなりに評価できる。

しかしそれも程度問題である。1971年9月に中国の林彪副主席が失脚したとき、世界のメディアの中で朝日新聞だけが林彪健在と言い続けた。そして半年後に、林彪の失脚は分かっていたが、日中関係の改善に有害なので報道しなかったと述べた。同様のおごりと独善が、今回の従軍慰安婦報道についても感じられる。

第三に指摘したいのは、物事をもっぱら政府対人民の図式で考える傾向である。

権力に対する監視は、メディアのもっとも重大な役割である。しかし権力は制約すればよいというものではない。権力の行使をがんじがらめにすれば、緊急事態における対応も不十分となる恐れがある。また政府をあまり批判すると、対立する他国を利用して、国民が不利益を受けることもある。権力批判だけでは困るのである。

第四に指摘したいのは、過剰な正義の追求である。

従軍慰安婦問題において、朝日は「被害者に寄り添う」ことを重視してきた。これは重要な点である。

しかし、被害者によりそい、徹底的な正義の実現を主張するだけでは不十分である。現在の日本国民の大部分は戦後生まれであって、こうした問題に直接責任を負うべき立場に

ない。日本に対する過剰な批判は、彼らの反発を招くことになる。またこうした言説は韓国の期待を膨らませた。その結果、韓国大統領が、世界の首脳に対し、日本の非を鳴らすという、異例の行動に出ることとなった。それは、さらに日本の一部の反発を招き、反韓、嫌韓の言説の横行を招いた。こうした偏狭なナショナリズムの台頭も、日韓の和解の困難化も、春秋の筆法を以てすれば、朝日新聞の慰安婦報道がもたらしたものである。

かつてベルサイユ条約の過酷な対独賠償要求がナチスの台頭をもたらしたように、過剰な正義の追求は、ときに危険である。正義の追求と同時に、日韓の歴史和解を視野にいれたバランスのとれたアプローチが必要だった。

第五に、現実的な解決策の提示の欠如である。

アジア女性基金に対して当初取られた否定的な態度は残念なものだった。

日韓基本条約によって、個人補償については解決済みであり、それ以後の個人補償については、韓国政府が対応すべきだというのが日本の立場である。この立場と、人道的見地を両立させるために、政府はアジア女性基金という民間と政府が共同で取り組む形をとり、国家責任ならぬ公的責任を取ることとしたのである。公的責任というのは、必ずしも悪い方式ではない。ドイツのシーメンス等もこの形であった。これを否定したことは、韓国の強硬派を勇気づけ、ますます和解を困難にしたのである。

なお、国家補償が最善であるという立場には、疑問もある。すべてを国家の責任にすると、その間で違法行為に従事し、不当な利益を得ていたブローカー等の責任が見逃されることにつながらないだろうか。

第六は論点のすりかえである。

今年8月5日の報道で朝日新聞は強制連行の証拠はなかったが、慰安婦に対する強制はあり、彼女たちが悲惨な目にあったことが本質だと述べた。それには同感である。

しかし、第1次安倍内閣当時、安倍首相が強制連行はなかったという立場を示したとき、これを強く批判したのは朝日新聞ではなかったか。今の立場と、安倍首相が首相として公的に発言した立場、そして河野談話継承という立場とどこが違うのだろうか。

朝日新聞にはこの種の言い抜け、すり替えが少なくない。

たとえば憲法9条について、改正論者の多数は、憲法9条1項の戦争放棄は支持するが、2項の戦力不保持は改正すべきだという人である。朝日新聞は、繰り返し、こうした人々に、「戦争を放棄した9条を改正しようとしている」とレッテルを張ってきた。9条2項改正論を、9条全体の改正論と誇張してきたのである。要するに、自らの主張のために、他者の言説を歪曲ないし貶める傾向である。

安倍内閣の安全保障政策についても、世界中で戦争ができるようにする、という趣旨のレッテルが張られている。人命の価値がきわめて高く、財政状況がきわめて悪い日本で、戦争を好んでするリーダーがいるはずがない。これも他を歪曲する例である。

これらは、議論の仕方として不適切であるのみならず、国論を分裂させ、中道でコンセンサスが出ることを阻む結果になっていないだろうか。

以上のような欠点は、朝日新聞だけにあるわけではない。また、このような指摘は、やや厳しすぎるかもしれない。しかし、新聞記者は特権集団なのである。名刺一枚で誰にでも会えるし、自分のメッセージを数百万部の新聞を通じて天下に発表することができる。しかも高給を得ている。自由な言論のために、そうした特権集団は必要だ。しかし特権には義務が伴う。自らの記事を絶えず点検する厳しい自己規律を求めたい。

### (3) 田原委員

気になる朝日新聞の体質

2014年8月5日付の検証記事についてだが、吉田清治氏の証言が虚偽であったとして、吉田証言関連の記事を取り消しはしたが、読者に対して謝罪はしなかった。読者に誤った情報を与えてしまった加害者としての責任を問う姿勢がなく、まるで朝日新聞が自らを吉田証言にだまされた被害者であるような記事として扱っていた。

なぜ誤った情報を与えた加害者として謝罪しなかったのか。

その理由は、報告書に記しているように、「謝罪することで、朝日新聞の記事を『ねつ造』と批判する勢力を、『やはり慰安婦報道全体がねつ造だった』とエスカレートさせてしまう恐れがある、朝日新聞を信じて読んでくれている読者の信用を失う恐れがある」と判断したためようだ。報告書では、経営幹部が判断したと記しているが、当初は入っていた謝罪文言を外す判断をしたのは経営の最高幹部である。

話が飛躍するが、池上彰氏のコラムについても、担当者やGE、そしてGMは掲載することで問題はないと判断したようだ。ところが、吉田証言問題と同様に、「経営上の危機管理の観点」から、経営の最高幹部が掲載しないと判断したのであった。

そして最高幹部は、私たち第三者委員会が提言を出す以前に辞任してしまった。

もちろん、8月5日付の検証記事で加害者として謝罪しなかったのも、池上氏のコラムを掲載しないと決めたのも、明らかに誤りであった。だが、問題は最高幹部の判断が誤りであったと同時に、編集部門のスタッフがなぜ最高幹部の誤りを指摘してとことん議論を尽くすことが出来なかったのか、ということだ。

編集上の問題に、経営最高幹部が介入したことに対する批判はあるだろうが、私は編集部門のスタッフが、表現は下品だが、最高幹部と身体を張った議論が出来なかったことこそが朝日新聞の問題体質であり、最高幹部が辞任しただけでは体質改革にはならないのではないかと強く感じている。

### (4) 波多野委員

「相対化」する視点を！

朝日の慰安婦報道をふりかえって指摘できることは、その多くが、法的救済から洩れた、被害者個人を救うという意味の、「戦後補償」問題の解決——終局的には国家補償の実現を後押しする「キャンペーン」と位置付けられていたことである。当時の記者は「戦後補償をやりそこねた、置き忘れたテーマとして確立されつつある」と実感していた、と語る。

慰安婦問題が浮上してくると、朝鮮半島での徴用者の「強制連行」が焦点であったこと

から、この問題は、募集段階での「強制」の有無や程度という今に続く問題設定に投げ込まれる。その意味で、強制連行の実行者としての吉田清治氏の登場は、朝日にとって貴重であり、容易に手放せない存在となったのであろう。

朝日の戦後補償報道は、その解決を促すほどに「加害者」と「被害者」という二分法に陥る傾向がある。日本とアジアの過去の間係を考えると、それも重要である。だが、被害者の立場に過剰に寄り添う取材対象の選定、発掘とその記事化が目立っていた。アジア女性基金の運営審議会委員長を務めた橋本ヒロ子氏は、朝日新聞等の記事は、その取材源が反基金 NGO に偏り、「基金アレルギーという世論を醸成した」と言わざるを得ないとしている（大沼保昭他『「慰安婦」問題とアジア女性基金』）。

「贖罪意識」のなせる業か、支援団体の国家補償論に翻弄され、揺れ動く韓国政府の慰安婦政策を明確に批判する社説や論説はなかった。問題がこじれた原因が、そこにあることに、控えめな指摘はあるものの、国家補償を認めない日本側にこそ責任があるかのような論調が目立った。

いわゆる「人権派」の一握りの記者が、報道の先頭に立っていた点も特徴的である。とくに、クマラスワミ報告書や女性国際戦犯法廷の意義を過剰に評価する記事は主に、彼らによるものであった。ある記者は、彼らの問題点を「運動体と一緒にになってしまう」傾向と指摘する。朝日は、慰安婦問題の本質は女性の人権や尊厳の問題だ、としばしば説くが、現実的な選択肢を示せないまま、本質論に逃げ込むような印象を与えることは否めない。多様な読者に豊かな情報を伝える努力を奪う。

大野博人氏（論説主幹）は、今年6月、東亜日報幹部との長時間対談を終え、こう書いている。

自分たちの国や政府の振る舞いをなるべく「相対化」する視点を読者に提供する。私は、それも大事な仕事の一つだと思っている。政治指導者の説明に誇張はないか、自国の政策はほんとうの問題解決に向かっているか——。心すべき姿勢である。

#### （5） 林委員

##### 慰安婦問題と女性の人権

第三者委員会の議論で、ほとんど取り上げられなかった、慰安婦問題と「女性の人権」の関係について、個別意見を述べたい。この論点が委員会で取り上げられなかった背景には、一つには朝日新聞の社内ヒアリングをしても「女性の人権」は争点となっていなかったため浮上してこなかったという報道・編成局内部の問題と、もう一つには、第三者委員会メンバーのうち、女性は私一人であり、さらに女性の人権の専門家も不在だったという委員会の構造的問題の二つがあると考えられる。

今回、第三者委員会の指示で朝日新聞の取材網にインタビューさせた海外の有識者たちからも、また、海外15紙の新聞記事の検証からも、国際社会では、慰安婦問題を人道主義的な「女性の人権問題」の視点から位置づけようとしていることが見てとれた。海外の報道では、記事に登場する情報源の国籍・出自・職業の多様性も目についた。他方で、近

年の日本国内の議論では、ほとんどの場合、日韓や日米などの「外交問題」、および「日本のイメージの損失」など、外交関係と「国益」の問題として扱われている。内外の議論のギャップが、改めて浮き彫りにされた。

朝日新聞の杉浦信之・取締役編集担当（当時）による8月5日付の記事「慰安婦問題の本質 直視を」（1面見出し）においても、「女性としての尊厳を踏みにじられたことが問題の本質なのです」と結論付けていた。それにもかかわらず、朝日新聞の過去の記事を調査すると、この点に十分な光が当てられていたという印象は薄い。また、社内ヒアリングをした際も、慰安婦問題を扱う現場の記者たちの中に、「女性の人権」という観点から専門家に取材したり、問題意識を共有したりしていた形跡はほとんどなかった。その上、記者たちからは、近年の朝日新聞の「慰安婦問題」に取り組む姿勢は、中途半端、あるいは消極的であったという声も複数上がっていた。ちなみに、私が調査したところ、日本の全国紙4紙の中で、「慰安婦」で検索した記事の割合は、2009年以降産経新聞がトップである。

こうした環境の中で、結局、朝日新聞も、「国家の責任」「国家のプライド」という枠組みから離れることができないまま、「女性の人権」という言葉を急ごしらえで持ち出して、かねてから主張してきた「広義の強制性」という社論を正当化していた印象がある。「本質」と言いながら、慰安婦問題の本質と「女性の人権」とがどのような関係にあるのか。日本の帝国主義が、女性や被植民者の権利を周縁化し、略奪することで成立していた体制だったという基本的事実を、読者に十分な情報として提供し、議論の場を与えてきたとは言い難い。

第三者委員の任務にあたり、慰安婦問題解決の複雑さ、困難さ、そして重要さを改めて実感した。だからこそ、日本社会において、このテーマを、女性はもちろん、外国人、専門家、一般市民など、多様で幅広い社会のメンバーが自由に議論できる土壌を耕し、議論の幅を広げていかなければならない。朝日新聞には、今回の一連の事件をきっかけに、ぜひその牽引力となってほしいと願う。

#### （6） 保阪委員

「軍隊と性」という視点

慰安婦問題の本質は「軍隊と性」である。もっとかみ砕いて言うなら「軍隊と性病」と言ってい。歴史上、あるいはどこの国でも、この関係にはきわめて神経質だった。

旧軍の高級将校の証言によれば、陸軍大学校でもこの恐怖についての講義があったというし、将校として兵士を教育訓練するときも性病については特に熱心に行われたという。なぜなら、1部隊に10%もの性病感染者が生まれれば、その軍隊はすでに戦う軍隊ではなくなる。10%は、20%、30%と、またたくまに患者の比率を増やすからである。

性病を恐れるがゆえに、どの国の軍隊も性の管理は徹底している。むろん国によって、時代によって、その管理の方法は異なっている。旧軍の場合は、大体が部隊長の命令のもと、主計将校、軍医がこの管理にかかわる形をとる。慰安所建設、慰安婦募集、そして性

病検査は、いわばシステム化されていて、3者のトライアングルの中で「秘密」が共有されるケースが多い。ここが密閉されれば、管理の実態はわからない。

今回の慰安婦問題は、その管理に軍がどういう形で関与したか、慰安婦募集に強制があったかなかったか、さらにそこに植民地政策に伴う暴力性があったか否かなどの検証であったが、あえて言えば一連の慰安婦問題は全体の枠組みの中の一部でしかない。一部の事実を取り上げて全体化する、いわば一面突破全面展開の論争でしかなく、私は委員の一人として極めて冷めた目で検証にあたったことを隠すつもりはない。

1990年代の朝日新聞の慰安婦報道は、むしろ朝日だけではなく、各紙濃淡の差はあれ、同工異曲の報道を続けていた。ありていに言えば、朝日はその中で、事実誤認を放置したことや取材対象者との距離のとり方が極めて偏狭だったことは事実である。私見では、他紙と比べると慰安婦報道へのアプローチが積極的であり、それゆえに他紙は誤認の汚名を免れた側面もあるように思う。

委員会のこの検証は、「軍隊と性」というテーマを具体的に確かめていくわけではなく、いわば1980年代、90年代の朝日報道を検証するだけであった。そのことは、戦後日本の「戦争報道」は、ある部分に執拗にこだわり、それが国際社会の作り出している潮流と結びついていたことを教えている。同時に、朝日報道への批判の中に、むしろ歴史修正主義の息づかいを感じて、不快であったことを付記しておきたい。

慰安婦問題は、もっと根源的、多角的に考えることにより、日本社会の歴史検証能力は国際社会の中に独自の立場を保ち得るはずである。

以上